官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（五〇）　三
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（五一）　五
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（五二）　六
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（五三）　七
○児童手当法施行令の一部を改正する政令（五四）　七
○児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（五五）　七
○特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（五六）　七
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（五七）　七
○特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（五八）　八
○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（五九）　八
○高次脳機能障害者支援法施行令の一部を改正する政令（六〇）　八
〔内閣官房令〕
○国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一）　九
〔省　令〕
○無線設備規則等の一部を改正する省令（総務二九）　一〇
○電気通信番号規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（同三〇）　一六
○建物の区分所有等に関する法律施行規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（法務一六）　二六
○不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令（同一七）　三
○人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令（厚生労働三三）　三
○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（同三四）　三六
○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（同三五）　四
〔法規的告示〕
○二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を定める告示の一部を改正する件（総務九五）　四
○二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を定める件（同九六）　四
○周波数割当計画の一部を変更する件（同九七）　四
○電気通信番号計画の一部を変更する件（同九八）　四
○建物の区分所有等に関する法律第六十二条第二項各号の法務大臣が国土交通大臣と協議して定める基準及び建物の区分所有等に関する法律施行規則第八条の法務大臣が定めるものを定める件（法務二一）　五
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（同二二）　五
○資源有効利用・脱炭素化促進設計指針（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）　五
〔その他告示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学五八）　五
○特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（厚生労働一〇九）　五
○特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（同一一〇）　六
○特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（同一一一）　六

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）
○秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示
（東北地方整備局四六）　六六
○山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（同四七）　六七
○青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（同四八）　六六
○都市計画に関する件
（関東地方整備局九二～九四）　六六

〔官庁報告〕

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　六六
産業
日本産業規格
（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省）　六六
労働
最低工賃の改正決定に関する公示
（山形労働局最低工賃公示一）　六七

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五十号）（総務省）

1　国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う割合を改める。（本則関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第五十一号）（国土交通省）

1　総合政策局海洋政策課の名称及び所掌事務を変更する。（第三十六条及び第四十二条関係）

2　住宅局参事官の所掌事務を変更する。（第百二十一条の二関係）

3　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第五十二号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間について追加等を行う。（別表関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第五十三号）（経済産業省）

1　東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間の延長

東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を令和九年三月三十一日まで延長する。（第一条第一号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第五十四号）（こども家庭庁）

1　児童手当法附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第三項の規定による交付金について令和八年度において国庫が負担する割合は、二十一億七千四百七十三万二千八十九分の十億千八百九十八万九千五百八とする。（原始附則第三項関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第五十五号）（こども家庭庁）

1　児童扶養手当法施行令等の一部改正

物価指数の変動に応じてその額の改定を行うべきことを定めた児童扶養手当法その他の関係法律の規定に基づき、令和八年四月以降の月分の児童扶養手当等の額の改定等を行う。（本則関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　令和八年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定する。（附則第二項関係）

⑶　令和八年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定する。（附則第三項関係）

◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五十六号）（厚生労働省）

1　特定障害者に対する特別障害給付金の額

令和八年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定する。（第一条の二関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　令和八年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定する。（附則第二項関係）

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五十七号）（厚生労働省）

1　年金生活者支援給付金の給付基準額

令和八年四月以降の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額を改定する。（第四条の二関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　令和八年三月以前の月分の年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を規定する。（附則第二項関係）

◇特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五十八号）（内閣官房）

1　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第三条の規定により読み替えて適用する同法第二条の行政機関から除かれる機関から国際博覧会推進本部を除く。（本則関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五十九号）（内閣官房）

1　指定公共機関として、国立健康危機管理研究機構及び医師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもののうち内閣総理大臣が指定して公示するものを追加する。（第三条関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇高次脳機能障害者支援法施行令（政令第六十号）（厚生労働省）

第1　高次脳機能障害者支援法施行令の制定

1　高次脳機能障害者支援法第二条第一項に規定する高次脳機能障害となる認知機能の障害を定める。（第一条関係）

2　高次脳機能障害者支援法第三十一条の規定により、指定都市が処理する事務を定める。（第二条関係）

第2　地方自治法施行令の一部改正

指定都市が処理する事務に高次脳機能障害者支援法に基づく事務を追加する。（附則第二条関係）

第3　児童福祉法施行令等の一部改正

児童福祉法等における国民の福祉等に関する法律で政令で定めるものとして、高次脳機能障害者支援法をその対象に加える。（附則第三条～第八条関係）

第4　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

政　令

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項ただし書及び第十項ただし書（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項及び第三項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第二条関係）

都道府県	地域	割合
宮城県	富谷市	百分の四
	宮城郡利府町	百分の一
茨城県	結城市　猿島郡境町　古河市　坂東市　稲敷市　稲敷郡阿見町　つくばみらい市　猿島郡五霞町　北相馬郡利根町　筑西市　桜川市　笠間市　小美玉市　東茨城郡城里町　那珂市　ひたちなか市　常陸大宮市　那珂郡東海村　鉾田市　行方市　鹿嶋市　潮来市　神栖市　稲敷郡美浦村　かすみがうら市　結城郡八千代町　下妻市　常総市　下館市　筑西市　下妻市　常総市　古河市　結城市　下館市　笠間市　ひたちなか市　鹿嶋市　潮来市　神栖市　行方市　鉾田市　小美玉市　東茨城郡城里町　那珂市　常陸大宮市　那珂郡東海村	百分の四
栃木県	河内郡上三川町　芳賀郡芳賀町　下都賀郡壬生町　下都賀郡野木町　塩谷郡塩谷町　芳賀郡茂木町　下都賀郡生井町	百分の四
埼玉県	蕨市	百分の十三
	狭山市　ふじみ野市	百分の十
	新座市　桶川市　富士見市　鶴ヶ島市	百分の八
	北本市　八潮市　吉川市　蓮田市　戸田市　毛呂山町　越生町　滑川町　嵐山町　小鹿野町　東秩父村　美里町　神川町　上里町　寄居町　宮代町　杉戸町　松伏町　吉川市　三郷市　八潮市　蓮田市　戸田市　毛呂山町　越生町　滑川町　嵐山町　小鹿野町　東秩父村　美里町　神川町　上里町　寄居町　宮代町　杉戸町　松伏町　三郷市　北本市　鴻巣市　桶川市　北本市　鴻巣市　桶川市　伊奈町　吉見町　鳩山町　ときがわ町　横瀬町　皆野町　長瀞町　小川町　川島町　吉見町　鳩山町　ときがわ町　横瀬町　皆野町　長瀞町　小川町　川島町　伊奈町　ふじみ野市　三芳町　毛呂山町　越生町　滑川町　嵐山町　小鹿野町　東秩父村　美里町　神川町　上里町　寄居町　宮代町　杉戸町　松伏町　三芳町	百分の四

千葉県	我孫子市	百分の十四
	習志野市	百分の十三
	八千代市　四街道市	百分の八
	鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富里市　南房総市　山武市　大網白里市　山武郡横芝光町　香取郡神崎町　香取郡多古町　香取郡東庄町　山武郡九十九里町　長生郡長生村　長生郡白子町　長生郡長柄町　長生郡長南町　夷隅郡大多喜町　夷隅郡御宿町　安房郡鋸南町	百分の四
東京都	小金井市	百分の十六
	羽村市	百分の十四
	武蔵村山市	百分の十一
	西多摩郡日の出町　西多摩郡檜原村　利島村　神津島村　御蔵島村　青ヶ島村	百分の十
神奈川県	逗子市	百分の十三
	海老名市　座間市	百分の十二
	綾瀬市　中郡大磯町	百分の十一
	南足柄市　高座郡寒川町　足柄上郡中井町　足柄上郡大井町　足柄上郡松田町　足柄上郡山北町　足柄上郡開成町　足柄下郡真鶴町　足柄下郡湯河原町　愛甲郡清川村	百分の八
富山県	中新川郡舟橋村	百分の一
山梨県	上野原市	百分の一
岐阜県	瑞穂市	百分の一
静岡県	湖西市　賀茂郡東伊豆町　賀茂郡南伊豆町　賀茂郡西伊豆町　田方郡函南町　駿東郡清水町　周智郡森町	百分の四
愛知県	日進市	百分の十四
	稲沢市　東海市　大府市　知立市　尾張旭市　岩倉市　愛西市　清須市　北名古屋市　あま市　長久手市　愛知郡東郷町　丹羽郡大口町　丹羽郡扶桑町　海部郡大治町　海部郡蟹江町　知多郡阿久比町　知多郡東浦町	百分の八
	高浜市　知多郡南知多町　知多郡美浜町　知多郡武豊町　額田郡幸田町	百分の七

三重県	いなべ市　桑名郡木曽岬町　員弁郡東員町　三重郡朝日町　三重郡川越町　多気郡多気町　多気郡明和町　度会郡度会町　度会郡大紀町　度会郡南伊勢町　南牟婁郡御浜町　南牟婁郡紀宝町	百分の四
滋賀県	野洲市　湖南市　蒲生郡日野町　蒲生郡竜王町　愛知郡愛荘町　犬上郡豊郷町　米原市　犬上郡甲良町　犬上郡多賀町	百分の四
京都府	長岡京市	百分の十四
	城陽市　八幡市　乙訓郡大山崎町　相楽郡精華町	百分の八
	綴喜郡井手町　綴喜郡宇治田原町　相楽郡笠置町　相楽郡和束町　相楽郡南山城村　船井郡京丹波町　与謝郡伊根町　与謝郡与謝野町	百分の七
大阪府	高石市　大阪狭山市	百分の十三
	松原市	百分の十二
	貝塚市　摂津市　四條畷市　三島郡島本町　豊能郡豊能町　泉北郡忠岡町　南河内郡河南町　南河内郡千早赤阪村	百分の十一
	豊能郡能勢町	百分の八
兵庫県	高砂市	百分の八
	加西市　南あわじ市　淡路市　川辺郡猪名川町　加古郡稲美町　加古郡播磨町　神崎郡市川町　神崎郡福崎町　神崎郡神河町　揖保郡太子町　赤穂郡上郡町　佐用郡佐用町	百分の四
奈良県	御所市　生駒市　葛城市　宇陀市　山辺郡山添村　生駒郡平群町　三郷町　斑鳩町　安堵町　川西町　三宅町　田原本町　曽爾村　御杖村　高取町　明日香村　上牧町　広陵町　河合町　吉野郡吉野町　大淀町　下市町　黒滝村　天川村　野迫川村　十津川村	百分の四
広島県	江田島市　安芸郡府中町　安芸郡熊野町　山県郡北広島町	百分の四
香川県	木田郡三木町	百分の一
福岡県	筑後市　大野城市　宗像市　古賀市　福津市　嘉麻市　朝倉市　那珂川市　糸島市　糟屋郡宇美町　遠賀郡芦屋町　中間市　糟屋郡篠栗町　小郡市　遠賀郡岡垣町　筑紫野市　糟屋郡粕屋町　春日市　朝倉郡筑前町　大刀洗町　鞍手郡小竹町　鞍手郡鞍手町　八女市　嘉穂郡桂川町　田川市　田川郡赤村　田川郡福智町　京都郡苅田町　京都郡みやこ町　築上郡上毛町　築上郡吉富町　築上郡築上町	百分の四

備考　この表に掲げる名称は、令和八年四月一日における名称とし、この表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後においてこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十一号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「海洋政策課」を「経済安全保障・海洋政策課」に改める。

第四十二条（見出しを含む。）中「海洋政策課」を「経済安全保障・海洋政策課」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　国土交通省の所掌事務に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

第百二十一条の二第一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（」に、「及び管理（マンションの敷地及び附属施設並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号ロに掲げる土地及び附属施設の管理を含む。）、除却する必要のある」を「、マンションの更新（同項第三号に規定するマンションの更新をいう。）及びマンションの除却、」に、「当該」を「除却する必要のある」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十一号」を「同項第二十七号」に、「。）に」を「。）の円滑化に」に改め、同条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号に規定するマンションをいう。）の管理に関すること。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十二号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十一号の項中「米原千百四十一番」を「中多良字建仁寺六百三十六番二」に改め、同表百三十九号の項中「駒橋一丁目字大原九百十一番一」を「駒橋二丁目字仲下四百四十二番一」に改め、同表百六十号の項中「七尾市川原町十八番」を「氷見市脇字円山千七百三十七番一」に改め、同表二百十八号の項中「山都町」の下に「城平字原六百三番二から同町大平字原口百六十九番まで（同町城平字原六百三番二から同町城平字村ノ脇千四十五番二及び同町大平字下鶴二百六十三番一を経て同町大平字原口百六十九番までを除く。）、同町」を加え、同表四百十四号の項の次に次のように加える。

四百六十四号	市川市堀之内二丁目二千九百五十九番一から同市大町二十二番十四まで

別表四百七十号の項中「石川県鳳珠郡穴水町字宇留地ケ九十八番」を「七尾市高田町井三十六番一」に、「七尾市」を「同市」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十四号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和八年度における法附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する法第十九条第三項の政令で定める割合）

3　令和八年度における法附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する法第十九条第三項の政令で定める割合は、二十一億七千四百七十三万二千八十九分の十億千八百九十八万九千五百八とする。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十五号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「令和七年四月」を「令和八年四月」に、「四万六千六百九十円」を「四万八千五十円」に改め、同条第二項中「令和七年四月」を「令和八年四月」に、「一万千三十円」を「一万千三百五十円」に改める。

第二条の四第三項中「〇・〇二五六六一九」を「〇・〇二六四〇二九」に改め、同条第四項中「〇・〇〇三九五六八」を「〇・〇〇四〇七一九」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「令和七年四月」を「令和八年四月」に、「三万七千八百三十円」を「三万八千九百三十円」に、「五万六千八百円」を「五万八千四百五十円」に改める。

第九条の二中「令和七年四月」を「令和八年四月」に、「一万六千百円」を「一万六千五百六十円」に改める。

第十条の二中「令和七年四月」を「令和八年四月」に、「二万九千五百九十円」を「三万四百五十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「令和七年四月」を「令和八年四月」に、「一万六千百円」を「一万六千五百六十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当（次項において「児童扶養手当」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項及び第四項の規定は、令和八年四月以降の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十六号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「令和七年四月」を「令和八年四月」に、「四万五千四百八十円」を「四万六千九百二十円」に、「五万六千八百五十円」を「五万八千六百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十七号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「令和七年四月」を「令和八年四月」に、「五千四百五十円」を「五千六百二十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十八号

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第三条の規定により読み替えて適用する同法第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、国際博覧会推進本部」を削る。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五十九号

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十七号中「掲げる事業者」を「掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

ル　医師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの

第三条中第三十七号を第三十八号とし、第二十八号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　国立健康危機管理研究機構

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

高次脳機能障害者支援法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十号

高次脳機能障害者支援法施行令

内閣は、高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第二条第一項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第一項に規定する高次脳機能障害となる認知機能の障害）

第一条　高次脳機能障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める認知機能の障害は、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害（先天性疾病による認知機能の障害、周産期における胎児又は新生児が受けた脳の損傷による認知機能の障害並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症及び発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害に該当する認知機能の障害を除く。）とする。

（大都市の特例）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第三十一条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の三十二第一項に定めるところによる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、附則第六条中介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の五の改正規定（「第百十五条の九第一項第九号」を「第百十五条の九第一項第十号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十二第一項中「第四十条」の下に「並びに高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）」を加え、「事務（同法」を「事務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同法及び同令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び同令並びに高次脳機能障害者支援法」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第三条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の十二第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）

（生活保護法施行令の一部改正）

第四条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の三に次の一号を加える。

三十五　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）

（老人福祉法施行令の一部改正）

第五条　老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

十七　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）

（介護保険法施行令の一部改正）

第六条　介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の五中「第百十五条の九第一項第九号」を「第百十五条の九第一項第十号」に改め、同条に次の一号を加える。

三十三　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）

第二十六条第二項第三号及び第二十六条の十六第二号中「及び第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

第四十二条第二号中「及び第二号並びに」を「から第二号の二まで及び」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第八条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

二十三　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣官房令

○内閣官房令第一号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条の二第九項の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成二十五年総務省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（内閣総理大臣に対する送付及び報告） **第四条**　法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）（同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、別記様式第六により行うものとする。 ［一～十二　略］ 十三　サイバー通信情報監理委員会 十四　［略］ 十五　［略］ 十六　［略］ 十七　［略］ 十八　［略］ 十九　［略］ 二十　［略］ 二十一　［略］ 二十二　［略］ 二十三　［略］ 二十四　［略］ 二十五　［略］ 二十六　［略］ 二十七　［略］ 二十八　［略］ 二十九　［略］ **附　則** （施行期日） 1　［略］ （経過措置） 2　復興庁が廃止されるまでの間における第四条の規定の適用については、同条中「十七　デジタル庁」とあるのは、「十七の二　デジタル庁 復興庁」とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（内閣総理大臣に対する送付及び報告） **第四条**　法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）（同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、別記様式第六により行うものとする。 ［一～十二　同上］ ［号を加える。］ 十三　［同上］ 十四　［同上］ 十五　［同上］ 十六　［同上］ 十七　［同上］ 十八　［同上］ 十九　［同上］ 二十　［同上］ 二十一　［同上］ 二十二　［同上］ 二十三　［同上］ 二十四　［同上］ 二十五　［同上］ 二十六　［同上］ 二十七　［同上］ 二十八　［同上］ **附　則** （施行期日） 1　［同上］ （経過措置） 2　復興庁が廃止されるまでの間における第四条の規定の適用については、同条中「十六　デジタル庁」とあるのは、「十六の二　デジタル庁 復興庁」とする。

附　則

この内閣官房令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第二十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十八条、第二十九条、第三十八条及び第三章の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

総務大臣　林　芳正

無線設備規則等の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章　［同上］
［第一節～第四節の十五　略］	［第一節～第四節の十五　同上］
第四節の十六　二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九）	第四節の十六　二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九）
第四節の十六の二　二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九の二）	
［第四節の十七～第九節　略］	［第四節の十七～第九節　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
附則	附則
（副次的に発する電波等の限度）	（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条　［略］	**第二十四条**　［同上］
［2～13　略］	［2～13　同上］
14　無人移動体画像伝送システムの無線局（二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）、二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上	14　無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波

移動業務の無線局（二二・一四GHzを超え二二・四GHz以下、二二・七四GHzを超え二三GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいい、空中線電力動的制御機能（降雨等による搬送波電力の減衰量に応じて空中線電力を必要最小限となるように自動的に制御する機能をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。以下同じ。）並びに二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二三・二GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局であつて空中線電力動的制御機能を有するものをいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

［表略］

［15～35　略］

第四十九条の十九　二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、周波数分割多重方式又は時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。

二　変調方式は、ＧＭＳＫ、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

［2　略］

3　二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備（前項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波若しくは垂直偏波又はそれらの組合せであること。

［四　略］

を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

［表同上］

［15～35　同上］

（二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）

第四十九条の十九　二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四GHzを超え二二・四GHz以下、二二・七四GHzを超え二三GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、周波数分割多重方式又は時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。

二　変調方式は、ＧＭＳＫ、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

［2　同上］

3　［同上］

［一・二　同上］

三　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

［四　同上］

第四節の十六の二　二二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備	［新設］
第四十九条の十九の二　二二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	
一　通信方式は、周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。	
二　変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。	
三　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波若しくは四十五度偏波又はこれらの偏波と直交する偏波の組合せであること。	
四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。	
別表第一号（第５条関係） 周波数の許容偏差の表 ［表略］	**別表第一号**（第５条関係） 周波数の許容偏差の表 ［表同左］
［注１～30　略］	［注１～30　同左］
31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	31　［同左］
［(1)～(12)　略］	［(1)～(12)　同左］
(13)　22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備及び22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備　50（10^{-6}）	(13)　22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備　50（10^{-6}）
［(14)～(25)　略］	［(14)～(25)　同左］
［32～58　略］	［32～58　同左］
別表第二号（第６条関係）	**別表第二号**（第６条関係）
［第１～第83　略］	［第１～第83　同左］
第84　22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。	［新設］
別表第三号（第７条関係）	**別表第三号**（第７条関係）
［１～33　略］	［１～33　同左］
34　22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備、22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が１W以下の送信設備であつて、54.25GHzを超え57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、50μW以下である値とする。	34　22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が１W以下の送信設備であつて、54.25GHzを超え57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、50μW以下である値とする。
［35～72　略］	［35～72　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二号の三第１　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～22　略］ 23　22の欄は、次によること。 ［(1)～(8)　略］ (9)　設備規則第49条の19の２に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備のうち、22.5GHzから23.0GHzまでの周波数を使用するものにあつては、その無線設備の主な使用場所の緯度及び経度を、それぞれ度、分、秒をもつて、［35.25.47］のように記載するとともに、空中線について真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。 (10)　［略］ ［24～37　略］	**別表第二号の三第１**　［同左］ ［様式同左］ ［注１～22　同左］ 23　［同左］ ［(1)～(8)　同左］ ［新設］ (9)　［同左］ ［24～37　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～十五の三　略］ 十五の四　設備規則第四十九条の十九の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 ［十六～八十四　略］ ［２　略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～十五の三　同上］ ［新設］ ［十六～八十四　同上］ ［２　同上］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

［表　別紙二　挿入］

［注１～24　略］

［イ・ウ　略］

［二・三　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	
第２条第１項第15号の３に掲げる無線設備	ＭＹ
第２条第１項第15号の４に掲げる無線設備	ＮＹ
［略］	

［５　略］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

ア　［同上］

［表　別紙一　挿入］

［注１～24　同上］

［イ・ウ　同上］

［二・三　同上］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	
第２条第１項第15号の３に掲げる無線設備	ＭＹ
［同左］	

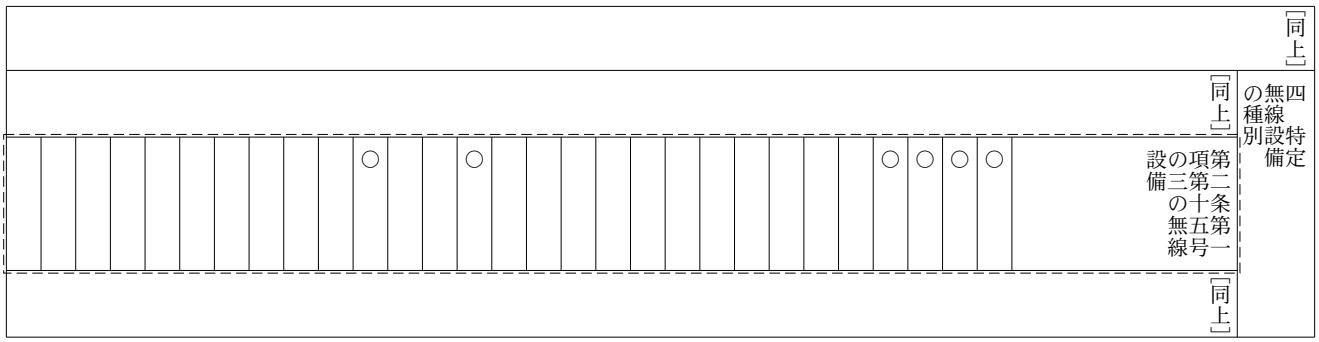
［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

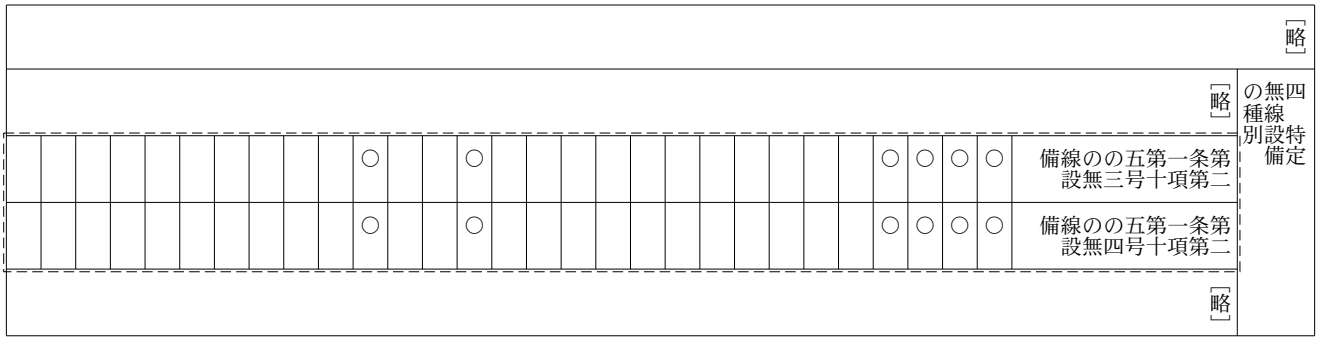
この省令は、公布の日から施行する。

［別紙一］



四の無線設備の種別	特定設備
［同上］	［同上］
［同上］	第二条第一項第三号の十五の無線設備
［同上］	［同上］

［別紙二］



四の無線設備の種別	特定設備
［略］	［略］
［略］	第二条第一項第五号の十五の三の無線設備
［略］	［略］

○総務省令第三十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二章第四節第二款及び第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信番号規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

総務大臣　林　芳正

電気通信番号規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信番号規則の一部改正）

第一条　電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　卸電気通信役務を提供する際の確認義務（第十六条―第十八条）	第四章　雑則（第十六条―第十八条）
第五章　雑則（第十九条―第二十一条）	
附則	附則
（電気通信番号使用計画の認定の申請）	（電気通信番号使用計画の認定の申請）
第五条　法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第一及び様式第二によるものとする。	**第五条**　［同上］
2　前項の電気通信番号使用計画は、別表に掲げる電気通信番号の種別ごとに作成するものとする。ただし、同一の電気通信番号の種別について、提供する電気通信役務の内容ごとに作成することを妨げない。	2　［同上］
3　法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。	3　［同上］
一　申請者が法人又は団体である場合は、役員の名簿及び住民票（本籍の記載のあるものに限る。次号において同じ。）の写し又はこれに相当する書類	［新設］
二　申請者が個人である場合は、住民票の写し又はこれに相当する書類	［新設］
三　次条第二項各号に掲げる利用者設備識別番号について電気通信番号使用計画の認定を受けようとする場合は、事業計画書	
四　新たに利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合は、その利用者設備識別番号の数及びその算定の根拠を記載した書類	一　［同上］
五　新たに電気通信番号の指定を受けようとする場合であって、特定の電気通信番号の指定を希望するときは、その電気通信番号及び希望する理由を記載した書類	二　新たに電気通信番号の指定を受けようとする場合であって、特定の電気通信番号の指定を希望する場合は、その電気通信番号及び希望する理由を記載した書類
4　法第五十条の二第二項の法第五十条の三第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び前項第三号の事業計画書は、それぞれ様式第三及び様式第四によるものとする。	［新設］
（電気通信番号使用計画の認定の基準）	（電気通信番号使用計画の認定の基準）
第六条　法第五十条の四第一号ハの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。	**第六条**　法第五十条の四第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。
［一　略］	［一　同上］
二　別表第一号に掲げる固定電話番号の指定を受けようとする場合は、指定を受けようとする電気通信番号計画に定める番号区画ごとの別表第一号に掲げる固定電話番号の数について、相当程度の需要が見込まれ、当該需要に対する電気通信役務の提供に係る計画に確実性があること。	二　固定電話番号の指定を受けようとする場合は、指定を受けようとする電気通信番号計画に定める番号区画ごとの固定電話番号の数について、相当程度の需要が見込まれ、当該需要に対する電気通信役務の提供に係る計画に確実性があること。
［三・四　略］	［三・四　同上］

２　法第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号は、次のとおりとする。

一　別表第一号に掲げる固定電話番号

二　別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号

三　別表第六号に掲げる特定ＩＰ電話番号

３　法第五十条の四第二号ロの総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条の罪（官公職を詐称し、又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）第一条第一項に規定する金融機関の従業者になりすまし、その他不正の方法をもって他人を欺いて、当該他人の預貯金通帳、預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを窃取するものに限る。次号において同じ。）を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第三条の罪（刑法第二百三十五条の罪に係るものに限る。）を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三　法第五十条の十の規定により法第五十条の二第一項の認定を取り消された者が法人又は団体である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人又は団体の役員であった者で、当該取消しの日から起算して二年を経過しないもの

四　法人又は団体であって、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

（事業者設備等識別番号の指定）

第八条　総務大臣は、電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）について、法第五十条の二第一項の認定をしたときは、法第五十条の十二の規定により事業者設備等識別番号を指定し、これを通知する。

［２　略］

（変更の認定の申請）

第九条　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第五及び様式第二によるものとする。

［２　略］

３　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

一　第五条第三項各号（第三号を除く。）に定める書類（第一号及び第二号に定める書類にあっては、当該書類の内容に変更があった場合に限る。）

［二　略］

４　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の法第五十条の三第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第三によるものとする。

［新設］

［新設］

（事業者設備等識別番号の指定）

第八条　総務大臣は、電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）について、法第五十条の二第一項の認定をしたときは、法第五十条の十一の規定により事業者設備等識別番号を指定し、これを通知する。

［２　同上］

（変更の認定の申請）

第九条　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第三及び様式第二によるものとする。

［２　同上］

３　［同上］

一　第五条第三項各号に定める書類

［二　同上］

［新設］

（軽微な変更）

第十一条　法第五十条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　指定を受けている電気通信番号の数の減少（指定を受けている全ての電気通信番号の数が減少する場合を含み、新たに電気通信番号の指定を受けることとなる場合を除く。）

二　電気通信役務の提供の開始の日の繰上げ

三　卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者名の追加又は削除

四　電気通信番号の使用に関する条件を確保するため、他の電気通信事業者と取決めをしている場合における、当該取決めをしている他の電気通信事業者の数の増加又は減少（当該取決めの内容に変更がない場合に限る。）

五　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項の変更のうち、総合品質の変更（総合品質を劣化させることとなる場合を除く。）

六　別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号を使用して電気通信役務の内容を識別している場合であって、当該付加的役務識別番号の四桁目以降によりその識別する電気通信役務の内容を細分しているときにおける当該細分している事項の変更（新たに付加的役務識別番号の指定を受けることとなる場合を除く。）

（軽微な変更の届出等）

第十二条　電気通信事業法施行規則第七条第一項又は第九条第三項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

2　法第五十条の六第三項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、様式第二による電気通信番号使用計画（電気通信番号の種別又は電気通信役務の内容ごとに作成したもののうち、変更のないものを除き、指定を受けている電気通信番号の数を減じようとする場合は、その電気通信番号を記載した書類を含む。）を添えて提出しなければならない。

3　法第五十条の六第三項の規定による電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出をしようとする者は、様式第七の届出書を提出しなければならない。

4　前項の届出を提出するときは、併せて法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証及び法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証を総務大臣に返納しなければならない。

［5　略］

（利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

第十三条　利用者設備識別番号の指定を受けている電気通信事業者は、当該指定の失効等（法第五十条の十一第一号に定める指定の失効又は同条第二号に定める指定の取消しをいう。以下この条において同じ。）があった場合に、当該利用者設備識別番号の管理を引き継ぐ電気通信事業者（法第五十条の二第一項の認定を受けている者に限る。以下この条において「番号管理事業者」という。）をあらかじめ総務大臣に届け出ることができる。

［2～5　略］

（軽微な変更）

第十一条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［新設］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

（軽微な変更の届出等）

第十二条　［同上］

2　法第五十条の六第三項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第四の届出書に、様式第二による電気通信番号使用計画（電気通信番号の種別又は電気通信役務の内容ごとに作成したもののうち、変更のないものを除き、指定を受けている電気通信番号の数を減じようとする場合は、その電気通信番号を記載した書類を含む。）を添えて提出しなければならない。

3　法第五十条の六第三項の規定による電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出をしようとする者は、様式第五の届出書を提出しなければならない。

4　前項の届出を提出するときは、併せて法第五十条の二第一項の認定及び法第五十条の六第一項の変更認定に係る認定証を総務大臣に返納しなければならない。

［5　同上］

（利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

第十三条　利用者設備識別番号の指定を受けている電気通信事業者は、当該指定の失効等（法第五十条の十第一号に定める指定の失効又は同条第二号に定める指定の取消しをいう。以下この条において同じ。）があった場合に、当該利用者設備識別番号の管理を引き継ぐ電気通信事業者（法第五十条の二第一項の認定を受けている者に限る。以下この条において「番号管理事業者」という。）をあらかじめ総務大臣に届け出ることができる。

［2～5　同上］

（事業者設備等識別番号の取消し等）

第十四条　総務大臣は、法第五十条の十二の規定により、法第五十条の九の規定による電気通信番号使用計画（事業者設備等識別番号に係るものに限る。）の認定の失効があったときは、当該事業者設備等識別番号の指定を取り消すものとする。

2　総務大臣は、法第五十条の十二の規定により、電気通信事業者（事業者設備等識別番号の指定を受けている者に限る。）が法第五十条の十各号のいずれかに該当するときは、当該事業者設備等識別番号の全部又は一部の指定を取り消すことができる。

（使用期限を超過した電気通信番号）

第十五条　電気通信番号（電気通信番号計画において使用の期限が記載されたものに限る。）の指定は、当該使用の期限を超えた場合は、その効力を失うものとする。

2　前項の場合において、電気通信番号の指定を受けていた電気通信事業者は、遅滞なく、法第五十条の六の規定により電気通信番号使用計画を変更しなければならない。ただし、法第五十条の九各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第四章　卸電気通信役務を提供する際の確認義務

（電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件等）

第十六条　法第五十条の七第二号の総務省令で定める期間は、六月とする。

2　法第五十条の七第二号の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。

一　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日以後に法第五十条の二第一項の認定又は法第五十条の六第一項の変更の認定を受けた電気通信事業者（法第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定又は法第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなされる電気通信事業者を除く。）であること。

二　関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。次条第一項第二号ハにおいて同じ。）のうちに、外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。第四号において同じ。）以外の者であって、前項に定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行っているものがあること。

三　法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。次号及び次条第一項第二号において同じ。）を受けて、前項に定める期間以上継続して外国において電気通信事業に相当する事業を行っていること。

四　親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。次条第一項第二号ホにおいて同じ。）が外国会社であって、当該親会社が、法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて、前項に定める期間以上継続して当該外国において電気通信事業に相当する事業を行っていること。

五　役員のうちに、法第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者があること。

イ　電気通信番号を使用した電気通信役務に係る電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務

ロ　イに掲げる業務を監督する業務

（事業者設備等識別番号の取消し等）

第十四条　総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、法第五十条の八の規定による電気通信番号使用計画（事業者設備等識別番号に係るものに限る。）の認定の失効があったときは、当該事業者設備等識別番号の指定を取り消すものとする。

2　総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、電気通信事業者（事業者設備等識別番号の指定を受けている者に限る。）が法第五十条の九各号のいずれかに該当するときは、当該事業者設備等識別番号の全部又は一部の指定を取り消すことができる。

（使用期限を超過した電気通信番号）

第十五条　［同上］

2　前項の場合において、電気通信番号の指定を受けていた電気通信事業者は、遅滞なく、法第五十条の六の規定により電気通信番号使用計画を変更しなければならない。ただし、法第五十条の八各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

［新設］

（確認の方法等）

第十七条　法第五十条の七の規定による確認は、次に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

一　法第五十条の七第一号に該当することの確認　次のイ又はロに掲げる卸電気通信役務の提供の相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ　法第五十条の七第一号イに掲げる者　当該相手方から法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証又は法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証の提示を受ける方法

ロ　法第五十条の七第一号ロに掲げる者　当該相手方から次に掲げるものの提示を受ける方法

(1)　法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は電気通信事業法施行規則第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号

(2)　利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画

二　法第五十条の七第二号に該当することの確認　次のイからホまでに掲げる卸電気通信役務の提供の相手方への確認の区分に応じ、当該イからホまでに定める方法

イ　当該相手方が前条第一項に定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行っていることの確認　次のいずれかに掲げる方法

(1)　当該相手方から電気通信役務その他の役務の提供に係る契約書その他の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法

(2)　金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。ハ(2)において同じ。）に当該相手方の株式が上場されていることを確認する方法

ロ　当該相手方が前条第二項第一号に該当することの確認　当該相手方から法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証又は法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証の提示を受ける方法

ハ　当該相手方が前条第二項第二号に該当することの確認　次のいずれかに掲げる方法

(1)　当該相手方から有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。(2)及びホ(1)において同じ。）その他の当該相手方と当該相手方の関係会社との関係を証する書類及び電気通信役務その他の役務の提供に係る契約書その他の当該関係会社の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法

(2)　当該相手方から有価証券報告書その他の当該相手方と当該相手方の関係会社との関係を証する書類の提示を受け、かつ、金融商品取引所に当該関係会社の株式が上場していることを確認する方法

ニ　当該相手方が前条第二項第三号に該当することの確認　当該相手方から次に掲げるものの提示を受ける方法

(1)　法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けていることを証する書類

(2)　電気通信役務に相当する役務の提供に係る契約書その他の事業継続期間が確認できる書類

ホ　当該相手方が前条第二項第四号に該当することの確認　当該相手方から次に掲げる書類の提示を受ける方法

(1)　外国において開示が行われている有価証券報告書に相当する書類その他の当該相手方と当該相手方の親会社との関係を証する書類

(2)　当該相手方の親会社が法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けていることを証する書類

(3)　電気通信役務に相当する役務の提供に係る契約書その他の当該相手方の親会社の事業継続期間が確認できる書類

ヘ　当該相手方が前条第二項第五号に該当することの確認　当該相手方から当該相手方の役員のうちに、前条第二項第五号に規定する経験を有する者があることを証する書類の提示を受ける方法

2　法第五十条の七の規定による確認を行う電気通信事業者は、前項に規定する確認の方法のうち、書類の提示を受けるものについて、当該書類の提示に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第二十一条において同じ。）により当該書類に記載されるべき事項の提供を受けることができる。

3　法第五十条の七の規定による確認を行う電気通信事業者は、利用者設備識別番号（第六条第二項各号に掲げる利用者設備識別番号の種別に係るものに限る。次項において同じ。）を使用する電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、当該契約の相手方に対し、当該電気通信役務が当該契約の相手方の電気通信事業の用に供するものであるかどうかの確認をしなければならない。

4　法第五十条の七の規定による確認を行う電気通信事業者は、利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、当該契約の期間中における当該契約の相手方との間の連絡体制が確保されていることの確認をしなければならない。

（利用者設備識別番号の数）

第十八条　法第五十条の七の総務省令で定める数は、第六条第二項各号に掲げる利用者設備識別番号の種別ごとに五十とする。

第五章　雑則

（公示）

第十九条　法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十三の規定により記載するものを除く。）の公示は、官報で告示することによって行う。

2　法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十三の規定により記載するものに限る。）の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

（書類の提出）

第二十条　［略］

第四章　雑則

（公示）

第十六条　法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十二の規定により記載するものを除く。）の公示は、官報で告示することによって行う。

2　法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十二の規定により記載するものに限る。）の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

（書類の提出）

第十七条　［同上］

（電磁的方法による提出）

第二十一条　この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

［２　略］

様式第２（第５条第１項、第９条第１項及び第12条第２項関係）

第１　利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画

［略］

［１～８　略］

［注１　略］

［２～４　略］

５　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。

［(1)～(3)　略］

(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様

［６～８　略］

第２　利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画

［略］

［１　略］

２　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注２）（注３）（注４）

３　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注３）（注５）

４　利用者設備識別番号の管理に関する事項（注３）（注６）

５　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注３）

６　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注３）

［注１　略］

２　卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者名を全て記載すること。

３　［略］

４　［略］

５　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。

［(1)～(3)　略］

(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様

６　［略］

７　［略］

（電磁的方法による提出）

第十八条　この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって行うことができる。

［２　同上］

様式第２（第５条第１項、第９条第１項及び第12条第２項関係）

第１　利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画

［同左］

［１～８　同左］

［注１　同左］

［２～４　同左］

５　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）

［６～８　同左］

第２　利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画

［同左］

［１　同左］

２　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注２）（注３）

３　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注２）（注４）

４　利用者設備識別番号の管理に関する事項（注２）（注５）

５　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注２）

６　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注２）

［注１　同左］

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

４　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）

５　［同左］

６　［同左］

第３　事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画

［略］

［１～７　略］

［注１　略］

［２～４　略］

５　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。

［(1)～(3)　略］

(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様

［６・７　略］

第４　事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画

［略］

［１　略］

２　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注２）(注３)(注４)

３　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注３)(注５)

４　事業者設備等識別番号の管理に関する事項（注３)(注６)

５　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注３）

６　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注３）

［注１　略］

２　卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者名を全て記載すること。

３　［略］

４　［略］

５　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。

［(1)～(3)　略］

(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様

６　［略］

７　［略］

第３　事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画

［同左］

［１～７　同左］

［注１　同左］

［２～４　同左］

５　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）

［６・７　同左］

第４　事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画

［同左］

［１　同左］

２　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注２)(注３）

３　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注２)(注４）

４　事業者設備等識別番号の管理に関する事項（注２)(注５）

５　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注２）

６　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注２）

［注１　同左］

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

４　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）

５　［同左］

６　［同左］

様式第３（第５条第４項及び第９条第４項関係）

誓約書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

認定（変更認定）申請者が電気通信事業法第50条の３第１号から第４号まで（電気通信事業法第50条の６第２項の規定において準用する同法第50条の３第１号から第４号まで）に該当しないことを誓約します。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

様式第４（第５条第４項関係）

事業計画書

１　事業開始年月日

２　電気通信事業その他の事業の実績（注１）

３　関係会社及び当該関係会社の電気通信事業その他の事業の実績（注２）（注３）

社名	実績

４　役員の経歴（注４）（注５）

役員	経歴

［新設］

5　事業の開始のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びにその調達方法及び返済計画

6　事業開始年月日以降５年間の収支見込み（注６）

年目：　年　月　日から　年　月　日まで			備考
収入	電気通信事業収入	千円	
	その他収入		
	計		
支出	電気通信事業支出	千円	
	その他支出		
	計		
差引利益			

注１　６月未満の事業の実績については、記載を要しない。
2　記載する社名の数に応じ、項を適宜増減すること。
3　第16条第２項第２号又は第４号に掲げる要件に該当しない事業の実績については、記載を要しない。
4　記載する役員の数に応じ、項を適宜増減すること。
5　第16条第２項第５号に掲げる要件に該当しない経歴については、記載を要しない。
6　備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項を記載すること。

様式第５（第９条第１項関係）
［略］

様式第６（第12条第２項関係）
［略］

様式第７（第12条第３項関係）
［略］

様式第３（第９条第１項関係）
［同左］

様式第４（第12条第２項関係）
［同左］

様式第５（第12条第３項関係）
［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

様式第28の２（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
（卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況）

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認

［注１　略］

２　「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

［３　略］

４　「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」の欄は、電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結又は更新に際し、確認した卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況について、その確認を行った西暦年数を算用数字で記載すること。ただし、定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数を算用数字で記載することができる。

［削る］

５　［略］

６　［略］

改　正　前

様式第28の２（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
（卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況）

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

［注１　同左］

２　「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載するとともに、報告年度中に新たに卸電気通信役務の提供を開始した卸先事業者については、その氏名又は名称に下線を付すこと。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

［３　同左］

４　「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」の欄は、新たな種別の電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供の開始に際し、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況を確認している場合に、その確認を行った西暦年数を算用数字で記載すること。ただし、定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数を算用数字で記載することができる。

５　「卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意」の欄は、卸電気通信役務の提供の契約に関する書面において卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意している場合に、その合意を行った西暦年数を算用数字で記載すること。

６　［同左］

７　［同左］

様式第28の３（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
（自らが指定を受けていない番号／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	法人番号	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
			うち卸提供数	うち電話転送役務の数			
合計							

［注１　略］

２　「卸元事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者について、その氏名又は名称及び卸元事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

［３～８　略］

様式第28の４（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
（みなし認定／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	法人番号	電気通信番号使用計画作成状況		番号使用数	番号未使用数	備考	合計
					うち卸提供数			

様式第28の３（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
（自らが指定を受けていない番号／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数	うち電話転送役務の数			
合計						

［注１　同左］

２　「卸元事業者名」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者について、その氏名又は名称を記載すること。

［３～８　同左］

様式第28の４（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
（みなし認定／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	電気通信番号使用計画作成状況	番号使用数	番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数			

合計									

［注１　略］

２　「卸元事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者について、その氏名又は名称及び卸元事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

３　「電気通信番号使用計画作成状況」の欄は、左欄に電気通信番号の種別ごとに直近に電気通信番号使用計画を作成し、又は変更した年月日を、右欄に作成した電気通信番号使用計画が標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第７号）における別表のいずれに該当するかを記載すること。

４　［略］

５　［略］

６　［略］

７　［略］

８　［略］

合計									

［注１　同左］

［新設］

２　「電気通信番号使用計画作成状況」の欄は、直近に電気通信番号使用計画を作成し、又は変更した年月日を記載すること。

３　［同左］

４　［同左］

５　［同左］

６　［同左］

７　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中電気通信番号規則様式第二の改正規定（「設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）」を「設置場所及び設置の態様」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が令和八年七月一日以降である報告から適用する。

○法務省令第十六号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定に基づき、建物の区分所有等に関する法律施行規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

法務大臣　平口　洋

建物の区分所有等に関する法律施行規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

（建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　建物の区分所有等に関する法律施行規則（平成十五年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（電磁的方法）

第一条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録）

第二条　法第三十条第五項に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第三条　［略］

［条を削る。］

改正前

［条を加える。］

（電磁的記録）

第一条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「法」という。）第三十条第五項に規定する法務省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三条第一項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第二条　［同上］

（電磁的方法）

第三条　法第三十九条第三項に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による提供に係る相手方の承諾等）

第四条　法第三十三条第三項の規定により電磁的方法による提供をしようとする者は、あらかじめ、当該提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第一条第一項各号に掲げる電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

3　第一項の規定による承諾を得た者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（署名に代わる措置）

第五条　［略］

（電磁的方法による決議に係る区分所有者の承諾等）

第六条　［略］

2　前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第一条第一項各号に掲げる電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二　［略］

3　［略］

（電磁的方法による通知又は催告に係る相手方の承諾等）

第七条　［略］

2　前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第一条第一項各号に掲げる電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二　［略］

3　［略］

（改修に関する工事を行うことが著しく困難な配管設備）

第八条　法第六十二条第二項第四号に規定する法務省令で定めるものは、建物の専有部分（法第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）の天井裏に設ける配管設備（当該配管設備を有する階の直上階の専有部分又は共用部分（法第二条第四項に規定する共用部分をいう。以下同じ。）の給水又は排水のために設けるものに限る。）であって、その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして法務大臣が定めるものとする。

（公告の方法）

第九条　法第八十七条第八項及び第八十八条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定による公告は、官報により行うものとする。

［条を加える。］

（署名に代わる措置）

第四条　［同上］

（電磁的方法による決議に係る区分所有者の承諾）

第五条　［同上］

2　前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第三条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二　［同上］

3　［同上］

（電磁的方法による通知又は催告に係る相手方の承諾等）

第六条　［同上］

2　前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第三条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二　［同上］

3　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（公告事項）

第十条　法第八十七条第八項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　所有者不明専有部分管理命令（法第四十六条の二第一項に規定する所有者不明専有部分管理命令をいう。以下この号において同じ。）の対象とされた専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である専有部分）に係る所在事項

二　供託所の表示

三　供託番号

四　供託した金額

五　裁判所の名称、件名及び事件番号

2　法第八十八条第五項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　管理不全専有部分管理命令（法第四十六条の八第一項に規定する管理不全専有部分管理命令をいう。）の対象とされた専有部分又は管理不全共用部分管理命令（法第四十六条の十三第一項に規定する管理不全共用部分管理命令をいう。）の対象とされた共用部分に係る所在事項

二　供託所の表示

三　供託番号

四　供託した金額

五　裁判所の名称、件名及び事件番号

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第二条　法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

別表第一（第三条関係　法の適用対象のもの）

番号	保存
一～五	［略］
六	建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三十三条第一項の規定による規約の保存（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
七	建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第一項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の保存（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
八	［略］

改正前

別表第一（第三条関係　法の適用対象のもの）

番号	保存
一～五	［同上］
六	建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三十三条第一項の規定による規約の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
七	建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第一項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
八	［同上］
九	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第一項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の保存

別表第二の一（第三条関係　法の適用対象のもの）

番号	保存
一～三	［略］
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第一項の規定による議事録の保存（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
五～七	［略］
［削る。］	
八～十一	［略］

別表第四（第八条関係　法の適用対象のもの）

番号	縦覧等
一・二	［略］
三	建物の区分所有等に関する法律第三十三条第二項の規定による規約の閲覧（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第二項の規定による議事録の閲覧（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
五	建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第二項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の閲覧（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
［削る。］	
六	［略］

別表第二の一（第三条関係　法の適用対象のもの）

番号	保存
一～三	［同上］
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第一項の規定による議事録の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
五～七	［同上］
八	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第一項の規定による議事録の保存
九～十二	［同上］

別表第四（第八条関係　法の適用対象のもの）

番号	縦覧等
一・二	［同上］
三	建物の区分所有等に関する法律第三十三条第二項の規定による規約の閲覧（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第二項の規定による議事録の閲覧（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
五	建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第二項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の閲覧（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
六	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第二項の規定による議事録又は書面若しくは電磁的方法による決議に係る書面の閲覧
七	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○法務省令第十七号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第十九号）の施行に伴い、並びにマンションの再生等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号）第二十条及び森林経営管理法による不動産登記に関する政令（令和七年政令第四百十五号）第七条の規定に基づき、不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

法務大臣　平口　洋

不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令

不動産登記令第四条の特例等を定める省令（平成十七年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第六章　略］	［第一章～第六章　同上］
第七章　マンションの再生等の円滑化に関する法律による不動産登記の特例（第十七条・第十八条）	第七章　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記の特例（第十七条・第十八条）
［第八章・第九章　略］	［第八章・第九章　同上］
第十章　農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例（第二十四条―第二十六条）	第十章　農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例（第二十四条―第二十六条）
第十一章　森林経営管理法による不動産登記の特例（第二十七条―第二十九条）	
附則	附則
第七章　マンションの再生等の円滑化に関する法律による不動産登記の特例	**第七章**　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記の特例
（一の申請情報によってすることができる代位登記）	（一の申請情報によってすることができる代位登記）
第十七条　マンションの再生等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号。以下この章において「令」という。）第二条第一号から第三号までに掲げる登記の申請は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、当該各号に掲げる登記ごとに、一の申請情報によってすることができる。	**第十七条**　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号。以下この章において「令」という。）第二条第一号から第三号までに掲げる登記の申請は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、当該各号に掲げる登記ごとに、一の申請情報によってすることができる。
（権利変換による登記における登記記録の記録方法）	（権利変換による登記における登記記録の記録方法）
第十八条　登記官は、権利変換期日前において、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この条において「法」という。）第七十条第四項後段に規定する担保権等の登記に係る権利が同項後段に規定する地役権又は地上権の登記に係る権利に優先し、かつ、優先する担保権等の登記の全部又は一部が登記記録の乙区に記録されている場合には、当該権利の順序に従って、新登記記録の乙区に担保権等登記（令第五条第二項に規定する担保権等登記をいう。）をし、並びに法第七十条第一項から第三項まで及び第七十三条の規定により権利が変換されることのない権利に関する登記を移記しなければならない。この場合において、移記前の登記記録の乙区の登記記録は、閉鎖した登記記録とみなす。	**第十八条**　登記官は、権利変換期日前において、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この条において「法」という。）第七十条第四項後段に規定する担保権等の登記に係る権利が同項後段に規定する地役権又は地上権の登記に係る権利に優先し、かつ、優先する担保権等の登記の全部又は一部が登記記録の乙区に記録されている場合には、当該権利の順序に従って、新登記記録の乙区に担保権等登記（令第五条第二項に規定する担保権等登記をいう。）をし、並びに法第七十条第一項から第三項まで及び第七十三条の規定により権利が変換されることのない権利に関する登記を移記しなければならない。この場合において、移記前の登記記録の乙区の登記記録は、閉鎖した登記記録とみなす。

２　前項の規定は、敷地権利変換期日前において、法第二百一条第二項後段に規定する担保権等の登記に係る権利が同項後段に規定する地役権又は地上権の登記に係る権利に優先し、かつ、優先する担保権等の登記の全部又は一部が土地の登記記録の乙区に記録されている場合について準用する。この場合において、前項中「担保権等登記（令第五条第二項に規定する担保権等登記をいう。）」とあるのは「担保権等登記（令第十六条第二項に規定する担保権等登記をいう。）」と、「法第七十条第一項から第三項まで及び第七十三条」とあるのは「法第二百一条第一項及び第二百三条」と読み替えるものとする。

３　登記官は、令第七条第四項の建物の表題部の登記の抹消の申請に基づく登記をするときは、当該建物の登記記録の表題部に建物の表題部の登記事項を抹消する記号及び同項の規定により建物の表題部の登記を抹消する旨を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

４　不動産登記規則第百二十四条第二項から第十項まで及び第百二十五条の規定は、令第五条第四項、法第百五十条第一項及び法第二百四条第一項の申請に基づく登記（法第百五十条第一項の申請に基づく登記にあっては、除却敷地売却マンション（法第二条第一項第二十二号に規定する除却敷地売却マンションをいう。）についての登記に限る。）については、適用しない。

５　［略］

第十一章　森林経営管理法による不動産登記の特例

（一の嘱託情報によってすることができる所有権の移転の登記）

第二十七条　同一の権利集積配分一括計画に基づく二以上の不動産についての森林経営管理法による不動産登記に関する政令（令和七年政令第四百十五号。以下この章において「令」という。）第二条の規定による登記の嘱託は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記権利者が同一人である場合には、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、一の嘱託情報によってすることができる。

（一の嘱託情報によってすることができる代位登記）

第二十八条　令第五条第一号及び第二号に掲げる登記の嘱託は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、当該各号に掲げる登記ごとに、一の嘱託情報によってすることができる。

（申請人以外の者に対する通知に関する規定の適用除外）

第二十九条　不動産登記規則第百八十三条第一項第一号の規定は、令第五条第一号に掲げる登記をした場合には、適用しない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

２　前項の規定は、敷地権利変換期日前において、法第二百一条第二項後段に規定する担保権等の登記に係る権利が同項後段に規定する地役権又は地上権の登記に係る権利に優先し、かつ、優先する担保権等の登記の全部又は一部が土地の登記記録の乙区に記録されている場合について準用する。この場合において、前項中「担保権等登記（令第五条第二項に規定する担保権等登記をいう。）」とあるのは「担保権等登記（令第十二条第二項に規定する担保権等登記をいう。）」と、「法第七十条第一項から第三項まで及び第七十三条」とあるのは「法第二百一条第一項及び第二百三条」と読み替えるものとする。

［項を加える。］

３　不動産登記規則第百二十四条第二項から第十項まで及び第百二十五条の規定は、令第五条第四項及び法第二百四条第一項の申請に基づく登記については、適用しない。

４　［同上］

［章を加える。］

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二並びに人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）第三条並びに第五条第二項及び第五項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令

人口動態調査令施行細則（昭和二十三年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第五号を次のように改める。

様式第５号（第６条関係）

数字記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査離婚票 5

（和暦）　年　月　日　市区町村受付

（和暦）　年　月　日　保健所受付

統計法に基づく基幹統計調査　政府統計

照会　/　/　:

市区町村符号及び保健所符号　□□□□□　支所　保健所　□□

事件簿番号　□□□□

市区町村受付月　□□月

(1) 氏名及び生年月

夫　和暦　年　月

妻　和暦　年　月

(2) 国籍

夫　1日本　2韓国 朝鮮　3中国　4フィリピン　5タイ　6米国　7英国　8ブラジル　9ペルー　10その他の国　11不詳

妻　1日本　2韓国 朝鮮　3中国　4フィリピン　5タイ　6米国　7英国　8ブラジル　9ペルー　10その他の国　11不詳

(3)(4) 離婚の種別

協議

調停　審判　和解　請求の認諾　判決

調停・審判・和解・請求の認諾又は判決の年月　和暦　年　月

(5) 未成年の子の数

父母双方が親権を行う子　□□

父（夫）が親権を行う子　□□

母（妻）が親権を行う子　□□

親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子　□□

(6)(7) 同居の期間

同居を始めたとき　和暦　年　月

別居したとき　和暦　年　月

(8) 別居する前の住所

日本　1 届出市区町村と同じ　2 届出市区町村以外の市区町村

外国　3

都道府県　市，郡，特別区　町，村，指定都市の区又は総合区（指定都市の町，字，丁目以下は記入しないでください）

(9) 別居する前の世帯の主な仕事

1農家　2自営　3勤Ⅰ　4勤Ⅱ　5その他　6無職

(10) 別居する前の夫妻の職業

夫　□□　妻　□□

確認　（　　）欄

備考　/

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

附則

（施行期日）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第五条第八項及び第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号イの規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（組合調整対象収入額） **第十四条**　組合調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　療養給付費等調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額 $\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.4094 + 1,414.00\text{円}$ ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額 $0.000002066 \times \frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} + 0.005706$ 二　後期高齢者支援金等調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　二万四千百七十六円五十二銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇一四五一八に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） 三　介護納付金調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　二万七千九十五円に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇一二六〇〇に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）	（組合調整対象収入額） **第十四条**　組合調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　療養給付費等調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額 $\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.4190 + 1,407.00\text{円}$ ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額 $0.000002116 \times \frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} + 0.005805$ 二　後期高齢者支援金等調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　二万三千六百九十九円六十七銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇一四二三に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） 三　介護納付金調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　二万八千四百五十一円五十五銭に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇一三〇七三に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

第二十一条　第十三条第一項各号の額、第十四条各号の額又は第十五条第一項の規定による組合特別調整補助金の額を算定する場合において、その算定した金額に五百円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

（令和七年度における別表第二に定める率の特例）

第二条　令和七年度においては、特例措置対象被保険者（法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものをいう。次条において同じ。）に対する別表第二の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。

（令和七年度における別表第三に定める率の特例）

第二条の二　令和七年度においては、特例措置対象被保険者に対する別表第三の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9480」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「1.0000」及び「0.9295」とする。

第二十一条　組合特別調整補助金の額、組合調整対象需要額又は第十四条各号に掲げる額を算定する場合において、その算定した金額に五百円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

（令和六年度における別表第二に定める率の特例）

第二条　令和六年度においては、特例措置対象被保険者（法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものをいう。次条において同じ。）に対する別表第二の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。

（令和六年度における別表第三に定める率の特例）

第二条の二　令和六年度においては、特例措置対象被保険者に対する別表第三の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9480」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「1.0000」及び「0.9295」とする。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

被保険者数	基本額	地域差加算額					寒冷地加算額			
		地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当非該当（旧7級地）	1級地	2級地	3級地	4級地
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1― 500	1,159,318	257,655	224,764	188,317	125,787	15,528	7,764	42,037	37,903	34,399	22,033
501― 700	1,347,408	299,458	261,230	218,869	146,195	18,048	9,024	48,854	44,051	39,979	25,608
701― 900	1,477,103	328,283	286,374	239,937	160,268	19,785	9,893	53,559	48,293	43,827	28,074
901― 1,100	1,607,782	357,325	311,709	261,162	174,446	21,534	10,768	58,299	52,565	47,704	30,560
1,101― 1,300	1,810,322	402,339	350,977	294,063	196,422	24,247	12,125	65,646	59,193	53,718	34,408
1,301― 1,500	1,986,437	441,480	385,121	322,671	215,530	26,607	13,305	72,030	64,948	58,941	37,755
1,501― 1,700	2,145,573	476,848	415,973	348,520	232,797	28,738	14,370	77,802	70,151	63,667	40,783
1,701― 1,900	2,295,968	510,275	445,133	372,951	249,115	30,753	15,377	83,260	75,067	68,129	43,642
1,901― 2,100	2,462,730	547,336	477,464	400,039	267,209	32,989	16,495	89,308	80,526	73,077	46,813
2,101― 2,300	2,632,705	585,113	510,417	427,649	285,652	35,263	17,633	95,471	86,084	78,120	50,042

2,301—	2,500	2,822,937	627,392	547,297	458,549	306,293	37,810	18,906	102,370	92,303	83,769	53,661
2,501—	2,700	3,003,909	667,612	582,384	487,946	325,928	40,236	20,120	108,935	98,220	89,139	57,100
2,701—	2,900	3,185,931	708,065	617,673	517,513	345,677	42,672	21,338	115,536	104,173	94,538	60,562
2,901—	3,100	3,357,190	746,128	650,878	545,332	364,259	44,968	22,486	121,747	109,772	99,624	63,817
3,101—	3,300	3,534,157	785,458	685,186	574,078	383,459	47,337	23,671	128,162	115,561	104,874	67,181
3,301—	3,500	3,716,569	825,999	720,552	603,707	403,253	49,781	24,893	134,781	121,525	110,287	70,647
3,501—	4,000	4,147,130	921,691	804,026	673,647	449,969	55,549	27,777	150,396	135,606	123,066	78,833
4,001—	4,500	4,606,364	1,023,753	893,061	748,245	499,797	61,700	30,852	167,051	150,622	136,694	87,564
4,501—	5,000	5,035,392	1,119,105	976,239	817,934	546,346	67,446	33,726	182,610	164,649	149,425	95,720
5,001—	5,500	5,453,945	1,212,126	1,057,386	885,922	591,760	73,053	36,529	197,790	178,339	161,847	103,676
5,501—	6,000	5,861,591	1,302,726	1,136,419	952,140	635,990	78,511	39,259	212,575	191,669	173,944	111,426
6,001—	6,500	6,214,215	1,381,094	1,204,783	1,009,417	674,249	83,237	41,621	225,365	203,199	184,411	118,129
6,501—	7,000	6,567,518	1,459,616	1,273,281	1,066,808	712,583	87,967	43,987	238,176	214,751	194,895	124,846
7,001—	7,500	6,877,438	1,528,495	1,333,366	1,117,151	746,211	92,119	46,063	249,418	224,886	204,091	130,737
7,501—	8,000	7,145,120	1,587,987	1,385,263	1,160,631	775,255	95,704	47,856	259,123	233,640	212,034	135,827
8,001—	8,500	7,488,629	1,664,331	1,451,862	1,216,431	812,525	100,304	50,156	271,584	244,876	222,229	142,358
8,501—	9,000	7,789,407	1,731,177	1,510,174	1,265,288	845,159	104,335	52,171	282,489	254,711	231,155	148,075
9,001—	9,500	8,065,589	1,792,558	1,563,720	1,310,151	875,125	108,032	54,020	292,509	263,739	239,351	153,326
9,501—	10,000	8,333,487	1,852,098	1,615,659	1,353,666	904,194	111,623	55,815	302,223	272,500	247,302	158,420
10,001—	10,500	8,590,595	1,909,240	1,665,505	1,395,430	932,090	115,066	57,538	311,549	280,907	254,933	163,306
10,501—	11,000	8,824,412	1,961,204	1,710,837	1,433,411	957,459	118,197	59,103	320,026	288,555	261,873	167,752
11,001—	11,500	9,097,494	2,021,897	1,763,782	1,477,770	987,089	121,854	60,932	329,932	297,483	269,974	172,942
11,501—	12,000	9,358,941	2,080,004	1,814,469	1,520,238	1,015,456	125,357	62,683	339,415	306,033	277,737	177,914
12,001—	12,500	9,600,597	2,133,710	1,861,320	1,559,492	1,041,675	128,594	64,302	348,179	313,936	284,907	182,508
12,501—	13,000	9,876,440	2,195,016	1,914,799	1,604,299	1,071,605	132,290	66,150	358,180	322,956	293,091	187,753
13,001—	13,500	10,137,865	2,253,117	1,965,484	1,646,765	1,099,970	135,790	67,900	367,662	331,504	300,852	192,723
13,501—	14,000	10,416,549	2,315,053	2,019,513	1,692,033	1,130,207	139,523	69,767	377,773	340,618	309,122	198,021
14,001—	14,500	10,715,362	2,381,464	2,077,445	1,740,571	1,162,628	143,526	71,768	388,606	350,389	317,990	203,701
14,501—	15,000	11,003,842	2,445,578	2,133,375	1,787,431	1,193,929	147,388	73,700	399,067	359,824	326,551	209,185
15,001—	15,500	11,292,325	2,509,693	2,189,305	1,834,291	1,225,230	151,252	75,632	409,532	369,252	335,109	214,670
15,501—	16,000	11,588,375	2,575,489	2,246,701	1,882,380	1,257,352	155,219	77,615	420,270	378,935	343,898	220,298
16,001—	16,500	11,893,107	2,643,216	2,305,781	1,931,880	1,290,416	159,300	79,656	431,322	388,901	352,939	226,089
16,501—	17,000	12,194,723	2,710,249	2,364,257	1,980,874	1,323,142	163,340	81,676	442,258	398,766	361,892	231,825
17,001—	17,500	12,507,353	2,779,730	2,424,868	2,031,657	1,357,062	167,526	83,770	453,600	408,986	371,170	237,767
17,501—	18,000	12,812,047	2,847,448	2,483,941	2,081,151	1,390,123	171,609	85,811	464,650	418,952	380,211	243,560

18,001—	18,500	13,121,552	2,916,234	2,543,947	2,131,425	1,423,703	175,756	87,884	475,873	429,073	389,393	249,443
18,501—	19,000	13,428,679	2,984,492	2,603,491	2,181,314	1,457,028	179,869	89,941	487,012	439,115	398,512	255,283
19,001—	19,500	13,727,310	3,050,863	2,661,388	2,229,824	1,489,430	183,867	91,941	497,840	448,880	407,377	260,957
19,501—	20,000	14,024,252	3,116,858	2,718,958	2,278,058	1,521,648	187,846	93,930	508,612	458,592	416,185	266,605
20,001—	20,500	14,324,333	3,183,550	2,777,137	2,326,803	1,554,206	191,866	95,940	519,497	468,405	425,090	272,309
20,501—	21,000	14,629,808	3,251,441	2,836,360	2,376,422	1,587,351	195,956	97,986	530,573	478,394	434,157	278,114
21,001—	21,500	14,935,198	3,319,313	2,895,567	2,426,029	1,620,487	200,046	100,030	541,649	488,379	443,219	283,923
21,501—	22,000	15,236,408	3,386,256	2,953,966	2,474,956	1,653,168	204,082	102,048	552,574	498,228	452,158	289,647
22,001—	22,500	15,538,119	3,453,310	3,012,459	2,523,965	1,685,904	208,123	104,069	563,515	508,095	461,114	295,386
22,501—	23,000	15,830,829	3,518,365	3,069,209	2,571,512	1,717,664	212,044	106,030	574,131	517,667	469,801	300,949
23,001—	23,500	16,133,169	3,585,559	3,127,825	2,620,623	1,750,468	216,093	108,055	585,092	527,553	478,771	306,696
23,501—	24,000	16,420,995	3,649,529	3,183,627	2,667,377	1,781,698	219,948	109,982	595,532	536,966	487,314	312,169
24,001—	24,500	16,716,273	3,715,153	3,240,875	2,715,341	1,813,735	223,905	111,961	606,243	546,623	496,077	317,780
24,501—	25,000	17,037,712	3,786,593	3,303,194	2,767,555	1,848,612	228,209	114,113	617,900	557,134	505,615	323,892
25,001—	25,500	17,355,373	3,857,191	3,364,780	2,819,154	1,883,078	232,464	116,240	629,424	567,518	515,044	329,932
25,501—	26,000	17,686,585	3,930,803	3,428,994	2,872,957	1,919,015	236,901	118,459	641,436	578,353	524,872	336,227
26,001—	26,500	18,018,618	4,004,595	3,493,367	2,926,890	1,955,040	241,347	120,683	653,475	589,209	534,723	342,540
26,501—	27,000	18,350,083	4,078,263	3,557,631	2,980,733	1,991,005	245,787	122,903	665,498	600,047	544,562	348,841
27,001—	27,500	18,679,780	4,151,538	3,621,551	3,034,288	2,026,778	250,203	125,111	677,455	610,829	554,346	355,110
27,501—	28,000	19,019,568	4,227,055	3,687,427	3,089,481	2,063,646	254,755	127,387	689,777	621,940	564,431	361,568
28,001—	28,500	19,358,514	4,302,384	3,753,141	3,144,539	2,100,422	259,296	129,658	702,069	633,022	574,494	368,010
28,501—	29,000	19,697,215	4,377,660	3,818,807	3,199,557	2,137,172	263,831	131,925	714,353	644,101	584,540	374,452
29,001—	29,500	20,035,352	4,452,811	3,884,363	3,254,482	2,173,860	268,361	134,191	726,618	655,156	594,576	380,880
29,501—	30,000	20,376,838	4,528,705	3,950,568	3,309,952	2,210,910	272,935	136,477	739,002	666,324	604,707	387,370
30,001—	30,500	20,712,183	4,603,234	4,015,584	3,364,425	2,247,296	277,426	138,724	751,161	677,289	614,663	393,745
30,501—	31,000	21,049,238	4,678,145	4,080,931	3,419,175	2,283,867	281,940	140,980	763,383	688,311	624,665	400,152
31,001—	31,500	21,388,779	4,753,608	4,146,759	3,474,329	2,320,708	286,489	143,255	775,701	699,413	634,741	406,609
31,501—	32,000	21,726,386	4,828,639	4,212,213	3,529,169	2,357,338	291,010	145,516	787,949	710,451	644,761	413,028
32,001—	32,500	22,064,119	4,903,700	4,277,691	3,584,029	2,393,983	295,534	147,778	800,191	721,498	654,783	419,449
32,501—	33,000	22,404,745	4,979,403	4,343,730	3,639,360	2,430,941	300,096	150,060	812,548	732,637	664,890	425,922
33,001—	33,500	22,749,420	5,056,005	4,410,554	3,695,347	2,468,339	304,714	152,368	825,047	743,907	675,117	432,475
33,501—	34,000	23,094,098	5,132,610	4,477,378	3,751,336	2,505,737	309,330	154,676	837,546	755,178	685,351	439,026
34,001—	34,500	23,438,774	5,209,212	4,544,204	3,807,324	2,543,135	313,947	156,985	850,047	766,450	695,579	445,581
34,501—	35,000	23,783,452	5,285,817	4,611,028	3,863,314	2,580,533	318,565	159,295	862,547	777,719	705,808	452,135
35,001—	35,500	24,128,131	5,362,421	4,677,853	3,919,301	2,617,931	323,181	161,603	875,050	788,992	716,036	458,684

35,501—	36,000	24,472,807	5,439,025	4,744,677	3,975,290	2,655,329	327,797	163,911	887,550	800,263	726,267	465,238
36,001—	36,500	24,817,487	5,515,629	4,811,501	4,031,278	2,692,727	332,414	166,220	900,050	811,537	736,493	471,792
36,501—	37,000	25,162,165	5,592,233	4,878,326	4,087,267	2,730,125	337,032	168,528	912,553	822,806	746,722	478,345
37,001—	37,500	25,506,840	5,668,837	4,945,151	4,143,255	2,767,523	341,647	170,837	925,054	834,072	756,949	484,898
37,501—	38,000	25,851,521	5,745,441	5,011,976	4,199,244	2,804,920	346,265	173,145	937,551	845,347	767,180	491,448
38,001—	38,500	26,196,200	5,822,045	5,078,801	4,255,233	2,842,318	350,881	175,453	950,052	856,616	777,408	498,002
38,501—	39,000	26,540,879	5,898,648	5,145,625	4,311,221	2,879,717	355,498	177,762	962,555	867,888	787,638	504,553
39,001—	39,500	26,885,555	5,975,252	5,212,449	4,367,209	2,917,114	360,116	180,072	975,053	879,160	797,865	511,106
39,501—	40,000	27,230,236	6,051,857	5,279,274	4,423,198	2,954,513	364,732	182,380	987,556	890,431	808,094	517,659
40,001—	40,500	27,574,908	6,128,460	5,346,099	4,479,186	2,991,910	369,348	184,688	1,000,054	901,700	818,323	524,213
40,501—	41,000	27,919,587	6,205,064	5,412,924	4,535,175	3,029,308	373,965	186,997	1,012,556	912,972	828,553	530,763
41,001—	41,500	28,264,263	6,281,667	5,479,747	4,591,162	3,066,706	378,583	189,305	1,025,057	924,246	838,781	537,315
41,501—	42,000	28,608,941	6,358,271	5,546,572	4,647,151	3,104,104	383,198	191,614	1,037,558	935,515	849,009	543,869
42,001—	42,500	28,953,624	6,434,875	5,613,396	4,703,139	3,141,502	387,814	193,922	1,050,060	946,783	859,240	550,423
42,501—	43,000	29,298,303	6,511,479	5,680,221	4,759,128	3,178,900	392,432	196,230	1,062,559	958,058	869,470	556,972
43,001—	43,500	29,642,979	6,588,083	5,747,047	4,815,117	3,216,299	397,049	198,539	1,075,060	969,330	879,700	563,524
43,501—	44,000	29,987,655	6,664,687	5,813,871	4,871,105	3,253,696	401,665	200,847	1,087,558	980,601	889,928	570,079
44,001—	44,500	30,332,331	6,741,290	5,880,695	4,927,093	3,291,094	406,281	203,155	1,100,058	991,871	900,155	576,632
44,501—	45,000	30,677,011	6,817,894	5,947,519	4,983,082	3,328,493	410,899	205,465	1,112,559	1,003,141	910,383	583,182
45,001—	70,000	31,407,600	6,980,266	6,089,162	5,101,756	3,407,761	420,684	210,358	1,137,907	1,025,999	931,127	596,472
		円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに
		357,670	79,491	69,344	58,099	38,808	4,791	2,395	12,962	11,688	10,606	6,792
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
70,001—	200,000	49,290,997	10,954,811	9,556,315	8,006,683	5,348,131	660,221	330,135	1,787,634	1,611,828	1,462,786	937,048
		円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに
		358,465	79,667	69,498	58,227	38,893	4,801	2,401	11,290	10,181	9,240	5,916
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
200,001—	350,000	144,778,682	32,176,726	28,069,033	23,517,416	15,708,656	1,939,217	969,681	5,249,672	4,733,365	4,295,258	2,751,425
		円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに
		337,666	75,047	65,466	54,851	36,637	4,523	2,261	12,232	11,029	10,008	6,405
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
350,001	人以上	92,900,928	20,611,106	17,979,883	15,064,302	10,062,328	1,242,184	621,138	4,822,245	4,597,661	4,454,346	3,411,178

備　考　１．被保険者数の欄は、当該年度における平均被保険者数の区分をいうこと。

２．当該年度における平均被保険者数は、前年度の１月から当該年度の12月までの各月末における被保険者数の合計数を前年度の１月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。

３．地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の３第３項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。

４．寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

別表第一の二（第二条関係）

介護保険法第９条第２号に規定する被保険者（以下「第２号被保険者」という。）数		基本額	地域差加算額						寒冷地加算額			
			地域手当１級地	地域手当２級地	地域手当３級地	地域手当４級地	地域手当５級地	地域手当非該当（旧７級地）	１級地	２級地	３級地	４級地
人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1—	500	42,876	10,198	8,523	7,141	4,684	491	245	1,638	1,476	1,340	859
501—	1,000	75,036	17,848	14,916	12,497	8,196	859	429	2,867	2,584	2,346	1,503
1,001—	1,500	109,635	26,077	21,794	18,259	11,975	1,257	629	4,189	3,778	3,429	2,196
1,501—	2,000	149,348	35,524	29,688	24,874	16,313	1,713	857	5,706	5,147	4,670	2,993
2,001—	3,000	192,188	45,714	38,203	32,009	20,993	2,203	1,101	7,345	6,622	6,010	3,850
3,001—	4,000	238,717	56,782	47,453	39,758	26,075	2,737	1,369	9,123	8,225	7,465	4,783
4,001—	6,000	306,074	72,801	60,843	50,977	33,432	3,509	1,755	11,699	10,547	9,572	6,132
6,001—	9,000	430,079	102,297	85,492	71,629	46,977	4,931	2,465	16,437	14,821	13,449	8,616
9,001—	12,000	590,934	140,558	117,467	98,419	64,547	6,776	3,388	22,586	20,365	18,481	11,839
12,001—	15,000	760,324	180,850	151,139	126,632	83,049	8,718	4,360	29,059	26,201	23,778	15,233
15,001—	25,000	860,624	204,706	171,077	143,336	94,006	9,869	4,935	32,860	29,628	26,889	17,225
		円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
		9,800	2,331	1,947	1,632	1,071	112	56	374	337	306	195
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
25,001—	70,000	1,350,662	321,266	268,489	224,952	147,533	15,488	7,744	51,622	46,547	42,242	27,060
		円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
		9,821	2,335	1,953	1,636	1,073	112	56	375	337	306	196
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
70,001—	150,000	3,967,197	943,628	788,613	660,734	433,335	45,492	22,748	151,597	136,688	124,037	79,455
		円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
		9,253	2,201	1,839	1,541	1,011	107	53	353	318	288	186
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
150,001	人以上	2,412,223	573,766	479,511	401,754	263,487	27,661	13,831	92,158	83,099	75,407	48,301

備　考　１．第２号被保険者数の欄は、当該年度における平均第２号被保険者数の区分をいうこと。

２．当該年度における平均第２号被保険者数は、前年度の１月から当該年度の12月までの各月末における第２号被保険者数の合計数を前年度の１月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。

３．地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の３第３項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。

４．寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の規定は、令和七年度の予算に係る補助金等から適用する。

○厚生労働省令第三十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　療養給付費等調整対象収入額　次に掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、五万千六百九十三円九十銭を超える場合は五万千六百九十三円九十銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額 $\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}} \times 0.364236508$ ロ　当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇八九八〇三六五九九三一二を超える場合は〇・〇八九八〇三六五九九三一二とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額 $\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}} \times 0.000000632758$ 二　後期高齢者支援金等調整対象収入額　次に掲げる額の合算額 イ　一万四千十一円四十八銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇二四七六二八二二二〇〇に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） 三　介護納付金調整対象収入額　次に掲げる額の合算額 イ　一万五千四百五十円三十八銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇一九九三六〇四七一一二に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）	（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　療養給付費等調整対象収入額　次に掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、五万千七百二十円六十八銭を超える場合は五万千七百二十円六十八銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額 $\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}} \times 0.370234749$ ロ　当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇九二一二三二七〇四六八二〇〇を超える場合は〇・〇九二一二三二七〇四六八二〇〇とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額 $\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}} \times 0.000000659450$ 二　後期高齢者支援金等調整対象収入額　次に掲げる額の合算額 イ　一万四千百六十円五十二銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇二五四〇九三二九五〇に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） 三　介護納付金調整対象収入額　次に掲げる額の合算額 イ　一万五千八百三十二円七十銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇二一四三七〇七四五三一に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十六万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（660,000円－当該都道府県の基礎賦課基準応益割額／当該都道府県の基礎賦課基準応能割率）×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数）

3　一万四千一円四十八銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二四七六二八二二〇〇を乗じて得た額との合計額が二十六万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（260,000円－14,011円48銭×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数））／0.024762822200

4　一万五千四百五十円三十八銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一九九三六〇四七一一二を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（170,000円－15,450円38銭×（賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数））／0.019936047112

（端数計算）

第十条　第四条第一項各号の額、第五条第一項各号の額又は第六条の規定による特別調整交付金の額を算定する場合において、その算定した金額に五百円未満の端数があるときはその端数を切りすて、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十五万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（650,000円－当該都道府県の基礎賦課基準応益割額／当該都道府県の基礎賦課基準応能割率）×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数）

3　一万四千百六十円五十二銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二五四〇九三二九五〇を乗じて得た額との合計額が二十四万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（240,000円－14,160円52銭×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数））／0.025440932950

4　一万五千八百三十二円七十銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二一四三七〇七四五三一を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（170,000円－15,832円70銭×（賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数））／0.021437074531

（端数計算）

第十条　調整交付金の額、調整対象需要額又は第五条第一項第一号若しくは第二号の額を算定する場合において、その算定した金額に五百円未満の端数があるときはその端数を切りすて、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

（令和七年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和七年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万千六百九十三円九十銭」とあるのは「五万三千七百二十六円六十四銭」と、「0.36423650８」とあるのは「0.37356８636」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇八九八〇三六五九九三一一」とあるのは「〇・〇九四三七五一一五九一一八〇〇」と、「0.0000006327588」とあるのは「0.0000006562040」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万四千一円四十八銭」とあるのは「一万四千十九円九十七銭」と、「〇・〇一四七六二八一一一〇〇」とあるのは「〇・〇一一五一七六五九九二〇五」と、「14,011円48銭」とあるのは「14,019円97銭」と、「0.02476282２200」とあるのは「0.02517659９205」とし、同条第四項中「一万五千四百五十円三十八銭」とあるのは「一万五千七百十一円三十六銭」と、「〇・〇一九九三六〇四七一一二」とあるのは「〇・〇一一〇四八二九一三一〇〇」と、「15,450円38銭」とあるのは「15,711円36銭」と、「0.019936047112」とあるのは「0.020482913100」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和七年度分の調整交付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。）から適用する。

法規的告示

○総務省告示第九十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十九第三項第四号及び別表第二号第33の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第八十三号（二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十五日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
［一・二　略］			［一・二　同上］		
三　［略］			三　［同上］		
［1～3　略］			［1～3　同上］		
4　送信空中線における主輻射の方向からの離角に対する等価等方輻射電力 次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。			4　［同上］		
区別	主輻射の方向からの離角（θ）	等価等方輻射電力（一ミリワットを〇デシベルとする。）	区別	主輻射の方向からの離角（θ）	等価等方輻射電力（一ミリワットを〇デシベルとする。）
二二GHz帯の周波数の電波を使用するもの	［略］	［略］	二二GHz帯又は二六GHz帯の周波数の電波を使用するもの	［同上］	［同上］
	［略］	［略］		［同上］	［同上］
	［略］	［略］		［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（令和六年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和六年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万千七百二十円六十八銭」とあるのは「五万二千二百十四円七十七銭」と、「0.37023４749」とあるのは「0.382315733」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九一一一一一一七〇四六八一一〇〇」とあるのは「〇・〇九一一一五一一五〇九四五」と、「0.0000006594506」とあるのは「0.0000006825206」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万四千百六十円五十二銭」とあるのは「一万四千二百二十二円二十二銭」と、「〇・〇一一五四四〇九三一一九五〇」とあるのは「〇・〇一一五三一一五〇九八三四七」と、「14,160円52銭」とあるのは「14,222円22銭」と、「0.025440932950」とあるのは「0.025315098347」とし、同条第四項中「一万五千八百三十二円七十銭」とあるのは「一万五千六百五十五円九十七銭」と、「〇・〇一一四三七〇七四五三一」とあるのは「〇・〇一一三〇九四六五九九七六」と、「15,832円70銭」とあるのは「15,655円97銭」と、「0.021437074531」とあるのは「0.022094659976」とする。

○総務省告示第九十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十九の二第四号及び別表第二号第84の規定に基づき、二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

令和八年三月二十五日

総務大臣　林　芳正

設備規則第四十九条の十九の二第四号及び別表第二号第84の技術的条件は、次のとおりとする。

1　占有周波数帯幅の許容値

次の表に掲げる値とする。この場合において、五〇〇kHz未満の端数が生じたときはこれを五〇〇Hzに繰り上げた値とし、五〇〇kHzを超え一MHz未満の端数が生じたときはこれを一MHzに繰り上げた値とする。

変調方式	占有周波数帯幅の許容値
四値周波数偏位変調又はこれと同等以上の性能を有するものであって変調指数0.4のもの	次に掲げる式による値 fc1×1.6
四値周波数偏位変調又はこれと同等以上の性能を有するもの及び変調指数0.7のもの	次に掲げる式による値 fc1×2.0
四相位相変調又はこれと同等以上の性能を有するもの及び一六値直交振幅変調又はこれと同等以上の性能を有するもの	次に掲げる式による値 fc1×（1＋α） α：ロールオフ率（ロールオフ率0.5以下）
直交周波数分割多重方式	一チャネルの帯域幅以下

fc1：クロック周波数（MHz）

2　空中線電力

○・五ワット以下であること。

3　隣接チャネルの帯域における空中線電力に対する減衰量

中心周波数から一チャネルの帯域幅離れた周波数及び一チャネルの帯域幅の二倍離れた周波数を中心として（±）○・五×一チャネルの帯域幅の帯域内に輻射される空中線入力端における空中線電力に対する減衰量が次の値以上となること。

ア　中心周波数から１チャネルの帯域幅離れた周波数を中心として（±）0.5×１チャネルの帯域幅の場合は、30［dBc］

イ　中心周波数から１チャネルの帯域幅の２倍離れた周波数を中心として（±）0.5×１チャネルの帯域幅の場合は、46［dBc］

4　送信空中線における主輻射の方向からの離角に対する等価等方輻射電力

次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

区別		主輻射の方向からの離角（θ）	等価等方輻射電力（一ミリワットを○デシベルとする。）
二二GHz帯の周波数の電波を使用するもの		○度以上五度以下	次に掲げる式による値以下 73－3.8θデシベル
		五度を超え一〇〇度未満	次に掲げる式による値以下 68.5－20.8logθデシベル
		一〇〇度以上一八〇度以下	二六・九デシベル以下

5　空中線電力動的制御機能

空中線電力動的制御機能を有する無線設備は、次に掲げる条件に適合するものであること。

ア　降雨等による搬送波電力の減衰がない場合は、通信の相手方との距離に基づいて空中線電力を必要最小限となるように自動的に制御する機能を有すること。

イ　降雨等による搬送波電力の減衰がある場合は、通信の相手方からの電波の受信電力を測定し、その減衰量に応じて空中線電力が必要最小限となるように自動的に制御する機能を有すること。

6　帯域幅拡張機能

帯域幅拡張機能（降雨等による搬送波電力の減衰量に応じて帯域幅を拡張させることにより通信速度を安定的に維持するものをいう。）を有する無線設備は、次に掲げる条件に適合するものであること。

ア　通信方式が時分割複信方式の場合において行うものであること。

イ　帯域幅拡張前の一チャネルの帯域幅に対する帯域幅拡張後の一チャネルの最大帯域幅は、次の表に定めるとおりのものであること。

帯域幅拡張前の一チャネルの帯域幅	帯域幅拡張後の一チャネルの最大帯域幅
五〇MHz	二〇〇MHz
一〇〇MHz	四〇〇MHz
二〇〇MHz	四〇〇MHz

ウ　通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を設置時等に受信して当該無線設備への干渉量を推定し、干渉を防止するために帯域幅拡張を制限する機能を有すること。

7　その他の条件

無線設備が発射可能な周波数において通信の相手方以外の無線局の無線設備からの干渉波を測定し、電界強度が最も低い無線チャネルを自動で選択する機能を有すること。ただし、当該無線設備から発射された電波の受信は、一チャネルの帯域幅において行うものとする。

○総務省告示第九十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年三月二十五日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後	変更前
第２　周波数割当表 ［１～７　略］	第２　周波数割当表 ［１～７　同左］
周波数割当表 ［第１表・第２表　略］ 第３表　10GHz-3000GHz	周波数割当表 ［第１表・第２表　同左］ 第３表　［同左］

［略］

国内分配（GHz）(4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［略］		
22-22.14 J 39	［略］	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
［略］		
22.5-22.55	［略］	
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
22.55-22.6	［略］	
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
	［略］	

［同左］

国内分配（GHz）(4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［同左］		
［同左］	［同左］	
	［同左］	電気通信業務用 公共業務用
［同左］		
［同左］	［同左］	
	<u>移動</u>	公共業務用 一般業務用
［同左］	［同左］	
	［同左］	公共業務用
	［同左］	

22.6-22.74	［略］		
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10－１による。
	［略］		
［略］			
23-23.2 J 39	［略］		
	宇宙研究（地球から宇宙） J 278	公共業務用 一般業務用	
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10－１による。
［略］			

［国内周波数分配の脚注　略］

［別表１－１～別表９－14　略］

別表10－１　22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

１　無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

［表略］

２　無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

ブロック名	周波数
Ｅ１	22.00GHzを超え22.05GHz以下
Ｅ２	22.05GHzを超え22.10GHz以下
Ｅ３	22.10GHzを超え22.15GHz以下
Ｅ４	22.15GHzを超え22.20GHz以下

［同左］	［同左］		
	衛星間 移動	電気通信業務用 公共業務用	
	［同左］		
［同左］			
［同左］	［同左］		
	宇宙研究（地球から宇宙） J 278	公共業務用 一般業務用	
［同左］			

［国内周波数分配の脚注　同左］

［別表１－１～別表９－14　同左］

別表10－１　22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

［表同左］

［新設］

E５	22.20GHzを超え22.25GHz以下
E６	22.25GHzを超え22.30GHz以下
E７	22.30GHzを超え22.35GHz以下
E８	22.35GHzを超え22.40GHz以下
E９	22.40GHzを超え22.45GHz以下
E10	22.45GHzを超え22.50GHz以下
E11	22.50GHzを超え22.55GHz以下
E12	22.55GHzを超え22.60GHz以下
E13	22.60GHzを超え22.65GHz以下
E14	22.65GHzを超え22.70GHz以下
E15	22.70GHzを超え22.75GHz以下
E16	22.75GHzを超え22.80GHz以下
E17	22.80GHzを超え22.85GHz以下
E18	22.85GHzを超え22.90GHz以下
E19	22.90GHzを超え22.95GHz以下
E20	22.95GHzを超え23.00GHz以下
E21	23.00GHzを超え23.05GHz以下
E22	23.05GHzを超え23.10GHz以下
E23	23.10GHzを超え23.15GHz以下
E24	23.15GHzを超え23.20GHz以下

［別表10―２～別表11―３　略］
［国際周波数分配の脚注　略］

［別表10―３～別表11―３　同左］
［国際周波数分配の脚注　同左］

備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○**総務省告示第九十八号**

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和八年三月二十五日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定は、これを削る。

変更後	変更前
第１　総則 ［１～３　略］	第１　［同左］ ［１～３　同左］

４　法第50条の13に関し、総務大臣が指定等をした電気通信番号については、総務省が別途公表する。

５　総務省は、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第８条の報告の状況を踏まえ、電気通信番号使用計画の認定（法第50条の２第３項の規定の適用を受けたものを含む。）の状況を公表することとする。

第２　電気通信番号の使用に関する基本的事項

［１～４　略］

５　利用者設備識別番号については、第３に定める事項によること。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［６・７　略］

第３　利用者設備識別番号に関する事項

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成		
［略］			

４　法第50条の12に関し、総務大臣が指定等をした電気通信番号については、総務省が別途公表する。

５　総務省は、第２の５⑴の確認の円滑化を図るため、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第８条の報告の状況を踏まえ、電気通信番号使用計画の認定（法第50条の２第３項の規定の適用を受けたものを含む。）の状況を公表することとする。

第２　［同左］

［１～４　同左］

５　利用者設備識別番号については、次に掲げる電気通信番号の使用に関する条件によるほか、第３に定める事項によること。

⑴　他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に当たっては、当該他の電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること。

⑵　他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結するに際しては、当該契約に関する書面（電磁的記録を含む。⑶において同じ。）において、当該他の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件（この５に掲げるものを含む。⑶において同じ。）を遵守することについて合意すること。

⑶　利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供に関する契約（当該契約に関する書面において卸電気通信役務の提供であることを特定するものを除く。）を締結するに際しては、当該契約に関する書面において、当該契約の相手方である利用者に対して、当該利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合における当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めること。

⑷　他の電気通信事業者から利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を受けるに際しては、特別の事情がない限り、当該提供を受ける者は、当該他の電気通信事業者に対して、当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び自らが電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることを申し出ること。

⑸　利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結した場合は、当該契約の相手方との間において、卸元事業者の電気通信番号の管理に資するために、必要な連絡体制の構築を図ること。

［６・７　同左］

第３　［同左］

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成		
［同左］			

データ伝送携帯電話番号	０２００ＤＥＦＧＨＪＫＬＭＮ（ただし、英字は十進数字とし、ＤＥＦＧＨは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	携帯電話又はＰＨＳに係る役務（いずれも主としてデータ伝送役務の用に供するものに限る。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（移動する無線局の無線設備であるものに限る。）（注３、注４）	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号（電気通信番号の構成が０２００ＤＥＦＧＨＪＫＬＭＮであるものに限る。以下「０２００番号」という。）を使用する者にあっては、次のとおりとする。 ［１・２　略］
	０２０ＣＤＥＦＧＨＪＫ（ただし、英字は十進数字（Ｃは０及び４を除く。）とし、ＣＤＥは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）（令和３年12月末日までに総務大臣が指定したものに限る。）		［第１・第２　略］
［略］			

［注１～３　略］

４　携帯移動地球局（電波法施行規則第４条第１項第20号の８に規定する携帯移動地球局をいう。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を併せて識別することができる。この識別のために使用する音声伝送携帯電話番号については、電気通信番号の使用の条件の欄のうち第２の規定は適用しないものとする。

附　則

［１～４　略］

［削る］

データ伝送携帯電話番号	０２００ＤＥＦＧＨＪＫＬＭＮ（ただし、英字は十進数字とし、ＤＥＦＧＨは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	携帯電話又はＰＨＳに係る役務（いずれも主としてデータ伝送役務の用に供するものに限る。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（移動する無線局の無線設備であるものに限る。）（注３）	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号（電気通信番号の構成が０２００ＤＥＦＧＨＪＫＬＭＮであるものに限る。以下「０２００番号」という。）を使用する者にあっては、次のとおりとする。 ［１・２　同左］
	０２０ＣＤＥＦＧＨＪＫ（ただし、英字は十進数字（Ｃは０及び４を除く。）とし、ＣＤＥは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）（令和３年12月末日までに総務大臣が指定したものに限る。）		［第１・第２　同左］
［同左］			

［注１～３　同左］

４　携帯移動地球局（電波法施行規則第４条第１項第20号の８に規定する携帯移動地球局をいう。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を併せて識別することができる。この識別のために使用する電気通信番号については、電気通信番号の使用の条件の欄のうち第２の規定は適用しないものとする。

附　則

［１～４　同上］

５　当分の間、第２の５の規定については、データ伝送携帯電話番号、音声伝送携帯電話番号及びＩＭＳＩには適用しないものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日から施行する。ただし、電気通信番号計画第三の変更規定は、公示の日から施行する。

○法務省告示第二十一号

建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第六十二条第二項各号及び建物の区分所有等に関する法律施行規則（平成十五年法務省令第四十七号）第八条の規定に基づき、同法第六十二条第二項各号の法務大臣が国土交通大臣と協議して定める基準及び同令第八条の法務大臣が定めるものを次のとおり定める。

令和八年三月二十五日

法務大臣　平口　洋

建物の区分所有等に関する法律第六十二条第二項各号の法務大臣が国土交通大臣と協議して定める基準及び建物の区分所有等に関する法律施行規則第八条の法務大臣が定めるものを定める件

第一　建物の区分所有等に関する法律第六十二条第二項第一号の規定に基づき地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準

建物の区分所有等に関する法律（以下「法」という。）第六十二条第二項第一号の規定に基づき地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成二十五年国土交通省告示第千六十二号）とする。

第二　建物の区分所有等に関する法律第六十二条第二項第二号の規定に基づき火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準

法第六十二条第二項第二号の規定に基づき火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして定める基準は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士（同法第二条第二項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）、建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録（同条第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）を受けている者（以下「一級建築基準適合判定資格者」という。）又は除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和三年国土交通省告示第千五百二十二号。以下「要除却等認定基準告示」という。）第二の規定に基づき国土交通大臣が定める者が、建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士、二級建築士（同法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。以下同じ。）、建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者（以下「建築基準適合判定資格者」という。）又は要除却等認定基準告示第二の規定に基づき国土交通大臣が定める者が、その他の建築物にあっては一級建築士、二級建築士、木造建築士（建築士法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。以下同じ。）、建築基準適合判定資格者又は要除却等認定基準告示第二の規定に基づき国土交通大臣が定める者が目視、簡易な計測機器等による測定その他の方法により調査を行った結果、次に掲げる基準に適合することが確かめられることとする。

一　建物が建築基準法第二十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に規定する建築物のいずれかである場合にあっては、その特定主要構造部がそれぞれ同条各項の規定に適合すること。

二　建物が建築基準法第三十四条第二項に規定する建築物である場合にあっては、非常用の昇降機であるエレベーターを設け、かつ、その設置及び構造が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十三の三第二項、第三項（第一号、第二号、第四号、第七号及び第八号に限る。）及び第四項から第六項までの規定に適合すること。

三　建物が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域又は同号の準防火地域内にある建築物である場合にあっては、その主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）（建築基準法施行令第百三十六条の二第一号に該当する建物にあっては、特定主要構造部（建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）が同法第六十一条第一項の規定に適合すること。

四　建物が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十一条第一項の特定防災街区整備地区内にある建築物である場合にあっては、次のイ及びロに適合すること。

イ　次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。ただし、建築基準法第六十七条第一項各号に該当する建物は、この限りでない。

(1)　建物の主要構造部が建築基準法施行令第百七条の二各号又は第百九条の三第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合するもの（特定主要構造部が同令第百七条各号又は第百八条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合するものを含む。）であって、かつ、要除却等認定基準告示第二第四号イ(1)の構造方法を用いるもの又は要除却等認定基準告示第二第四号イ(1)の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたものとなっていること。

(2)　建物の主要構造部が建築基準法施行令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合するもの（特定主要構造部が同条第一号ロに掲げる基準に適合するものを含む。）であって、かつ、要除却等認定基準告示第二第四号イ(2)の構造方法を用いるもの又は要除却等認定基準告示第二第四号イ(2)の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたものとなっていること。

ロ　建物が建築基準法第六十七条第五項及び第六項の規定に適合すること。

五　建物が建築基準法施行令第百十二条第一項、第四項又は第五項に規定する建築物のいずれかである場合にあっては、それぞれ当該各項（床又は壁に係るものに限る。）の規定に適合すること。

六　建物に建築基準法施行令第百十二条第七項に規定する部分がある場合にあっては、当該部分が同項（床又は壁に係るものに限る。）の規定に適合すること。

七　建物が建築基準法施行令第百十二条第十一項に規定する建築物である場合にあっては、同項（床又は壁に係るものに限る。）の規定に適合すること。

八　建物が建築基準法施行令第百十四条第二項に規定する用途に供する建築物である場合にあっては、当該用途に供する部分が同項の規定に適合すること。

九　建物が避難階（建築基準法施行令第十三条第一号に規定する避難階をいう。以下同じ。）以外の階（地下街におけるものを除く。以下同じ。）に居室を有する建築物である場合にあっては、同令第百二十条第一項の規定に適合すること。

十　建物の避難階以外の階が建築基準法施行令第百二十一条第一項各号に規定するもののいずれかである場合にあっては、同項及び同条第三項の規定に適合すること。

十一　建物が十五階以上の階又は地下三階以下の階を有する建築物である場合にあっては、これらの階に通ずる直通階段が建築基準法施行令第百二十三条第三項（第一号、第三号、第十一号及び第十二号に限る。）の規定に適合すること。

十二　建物が建築基準法施行令第百二十二条第二項に規定する用途に供する建築物である場合にあっては、各階の売場及び屋上広場に通ずる二以上の直通階段を設け、かつ、これが同令第百二十三条第一項（第一号及び第七号に限る。）、第二項（第三号に限る。）又は第三項（第一号、第三号、第十一号及び第十二号に限る。）の規定に適合すること。

十三　建物が建築基準法施行令第百二十四条第一項に規定する用途に供する建築物である場合にあっては、次のイ及びロに適合すること。

イ　当該建物における避難階段（建築基準法施行令第百二十三条第一項の規定による屋内の避難階段及び同条第二項の規定による屋外の避難階段をいう。）、特別避難階段（同条第三項の規定による特別避難階段をいう。）及びこれらに通ずる出入口の幅が同令第百二十四条第一項各号の規定に適合すること。

ロ　物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートルを超えるものに限る。）の避難階に設ける屋外への出口の幅の合計が建築基準法施行令第百二十五条第三項の規定に適合すること。

十四　建物が避難階に通ずる階段を有する建築物又は避難階に居室（避難上有効な開口部を有するものを除く。）を有する建築物である場合にあっては、建築基準法施行令第百二十五条第一項の規定に適合すること。

第三　建物の区分所有等に関する法律第六十二条第二項第三号の規定に基づき外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして定める基準

法第六十二条第二項第三号の規定に基づき外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして定める基準は、次に掲げる基準のいずれかに適合することが確かめられることとする。

一　一級建築士、二級建築士又は要除却等認定基準告示第三第一号の規定に基づき国土交通大臣が定める者がイで定める調査対象についてロで定める調査部位ごとに、目視その他の方法により調査を行った結果、当該調査部位のいずれかにおいて、ハの表1で定める調査箇所数欄の区分に応じた判定式により算出される値が、判定値欄の値以上となること。

イ　調査対象

調査対象は、鉄筋コンクリート造の建築物若しくは建築物の構造部分又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは建築物の構造部分とする。

ロ　調査部位

調査部位は、外壁の各面、階段室、バルコニー、直接外気に開放されている廊下又はひさしとする。

ハ　判定式と判定値

表1　調査箇所数に応じた判定式と判定値

調査箇所数	判定式	判定値
八箇所以上十四箇所以下の場合	（劣化グレードBの観測数＋劣化グレードAの観測数×〇・八〇）÷調査箇所数	〇・五〇
十五箇所以上二十九箇所以下の場合	（劣化グレードBの観測数＋劣化グレードAの観測数×〇・七一）÷調査箇所数	〇・三四
三十箇所以上の場合	（劣化グレードBの観測数＋劣化グレードAの観測数×〇・六七）÷調査箇所数	〇・二七

この表において、調査箇所については、鉛直方向は階で区分した部分、水平方向は調査部位に応じて次のとおり区分した部分を一とし、調査箇所の数の合計を調査箇所数とする。

①　外壁　桁行方向は専有部分（法第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）ごとに区分した部分とし、張り間方向は専有部分を二分した部分とする。

②　階段室　一の階段室ごとに区分した部分とする。

③　バルコニー、直接外気に開放されている廊下又はひさし　専有部分ごとに区分した部分とする。

この表において、劣化グレードについては、調査箇所ごとに発見された劣化事象に応じて表2に定めるところにより決定する。一の調査箇所において複数の劣化事象が発見された場合であって、当該調査箇所において劣化グレードBの事象が発見された場合は、当該調査箇所の劣化グレードを劣化グレードBとする。

表2　劣化グレードと劣化事象

劣化グレード	劣化事象
A	鉄筋に沿ったひび割れ、錆汁
B	コンクリートの浮き又は剝離、鉄筋露出

二　マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百六十三条の五十六第二項第三号に該当するものとして同条第一項の認定を受けたものであること。

第四　建物の区分所有等に関する法律第六十二条第二項第四号の規定に基づき給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして定める基準

法第六十二条第二項第四号の規定に基づき給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして定める基準は、一級建築士、二級建築士又は要除却等認定基準告示第四の規定に基づき国土交通大臣が定める者が建物の区分所有等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第八条で定める配管設備について目視その他の方法により調査を行った結果、当該配管設備の二以上の箇所で漏水が生じたことが確かめられることとする。ただし、排水立て管に連結された配管設備のうち、一の配管設備のみで二以上の箇所の漏水が生じている場合を除く。

第五　建物の区分所有等に関する法律第六十二条第二項第五号の規定に基づき高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして定める基準

法第六十二条第二項第五号の規定に基づき高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして定める基準は、建築士法第三条第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士、一級建築基準適合判定資格者又は要除却等認定基準告示第五の規定に基づき国土交通大臣が定める者が、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物にあっては一級建築士、二級建築士、建築基準適合判定資格者又は要除却等認定基準告示第五の規定に基づき国土交通大臣が定める者が、その他の建築物にあっては一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築基準適合判定資格者又は要除却等認定基準告示第五の規定に基づき国土交通大臣が定める者が目視、簡易な計測機器等による測定その他の方法により調査を行った結果、第一号イからニまでに定める経路（以下「対象経路」という。）のうち、それぞれ一以上のものが、第二号に掲げる基準に適合することが確かめられることとする。

一　対象経路

イ　建物の出入口（以下「建物出入口」という。）から各専有部分までの経路（一階分の上下の移動に係る部分を除く。）

ロ　建物に、多数の者が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合にあっては、建物出入口から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

ハ　建物に車椅子使用者用便房（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十四条第二項に規定する車椅子使用者用便房をいい、専有部分内に設けられているものを除く。以下このハにおいて同じ。）を設ける場合にあっては、利用居室（建物に利用居室が設けられていない場合にあっては、建物出入口。ニにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

ニ　建物に車椅子使用者用駐車施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第一項に規定する車椅子使用者用駐車施設をいう。以下このニにおいて同じ。）を設ける場合にあっては、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路

二　基準

イ　対象経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合にあっては、この限りでない。

ロ　対象経路を構成する出入口の幅が八十センチメートル以上であること。ただし、各専有部分の出入口の幅にあっては七十五センチメートル以上であること。

ハ　対象経路を構成する廊下の幅が百二十センチメートル以上であること。

ニ　対象経路を構成する傾斜路が次に掲げるものであること。

(1)　幅が百二十センチメートル以上であること。ただし、階段に併設する場合にあっては九十センチメートル以上であること。

(2)　勾配が十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下の場合にあっては、八分の一を超えないこと。

ホ　対象経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーが次に掲げるものであること。

(1)　籠（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条第二項第五号イに規定する籠をいう。）及び昇降路の出入口の幅が八十センチメートル以上であること。

(2)　乗降ロビーの幅及び奥行きが百五十センチメートル以上であること。

ヘ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項に基づく条例により付加された事項（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第六条第一号から第五号までに規定する建築物特定施設に関する事項であって、その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものに限る。）に適合していること。

第六　建物の区分所有等に関する法律施行規則第八条の規定に基づき改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして定める配管設備

規則第八条に規定する法務大臣が定めるものは、専有部分又は共用部分（法第二条第四項に規定する共用部分をいう。）の排水に使用する排水管であって、床スラブに埋設された部分から排水立て管までの部分とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○法務省告示第二十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十五日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四　略］ 五　日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和国香港特別行政区政府、ノルウェー王国政府、スロバキア共和国政府、オーストリア共和国政府、アイスランド共和国政府、リトアニア共和国政府、エストニア共和国政府、オランダ王国政府、ウルグアイ東方共和国政府、ルクセンブルク大公国政府若しくはマルタ共和国政府に対するワーキング・ホリデーに関する口上書、ワーキング・ホリデーに関する日本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府、ハンガリー政府、スペイン王国政府、チェコ共和国政府、スウェーデン王国政府、フィンランド共和国政府、ラトビア共和国政府、イスラエル国政府若しくはイタリア共和国政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府、アルゼンチン共和国政府若しくはチリ共和国政府との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。以下同じ。）を除く。）	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四　同上］ 五　日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和国香港特別行政区政府、ノルウェー王国政府、スロバキア共和国政府、オーストリア共和国政府、アイスランド共和国政府、リトアニア共和国政府、エストニア共和国政府、オランダ王国政府、ウルグアイ東方共和国政府、ルクセンブルク大公国政府若しくはマルタ共和国政府に対するワーキング・ホリデーに関する口上書、ワーキング・ホリデーに関する日本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府、ハンガリー政府、スペイン王国政府、チェコ共和国政府、スウェーデン王国政府、フィンランド共和国政府、ラトビア共和国政府若しくはイスラエル国政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府若しくはチリ共和国政府との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。以下同じ。）を除く。） ［五の二～五十七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、資源有効利用・脱炭素化促進設計指針を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十五日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

資源有効利用・脱炭素化促進設計指針

1　対象指定製品の設計に当たっての基本的な考え方

資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づく資源有効利用・脱炭素化促進設計指針（以下「本指針」という。）は、指定省資源化事業者、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者及び指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項に基づき対象指定製品製造事業者等が環境配慮の設計に総合的に取り組むものとし、本指針により、対象指定製品製造事業者等による資源の有効な利用及び脱炭素化を促進するための対象指定製品の設計に係る取組を更に加速させることを期待する。

また、対象指定製品は多種多様であり、安全性（製品として必要な強度や耐久性等といった安全性はもとより、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）により環境の汚染の防止が必要な化学物質や電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）により危険及び障害の発生の防止が必要なリチウム蓄電池といった人や環境に悪影響を及ぼすおそれのあるもの等に係る安全性をいう。以下同じ。）や機能性等の用途に応じて求められる性能が異なることに留意することが必要であり、これらと両立しつつ、資源の有効な利用及び脱炭素化を特に促進するための対象指定製品の設計に係る取組についての優先順位等の決定を行うことを基本とする。

さらに、これまで業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、資源の有効な利用の促進等が進んできたことを踏まえ、一層の資源の有効な利用の促進等の円滑な実施を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を促すこととする。

なお、本指針は、こうした事業者による取組に加えて、国内外における技術革新や社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととする。

また、本指針における対象は、指定省資源化製品、指定脱炭素化再生資源利用促進製品及び指定再利用促進製品であり、本指針における用語は法に準ずるものとする。

2　対象指定製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

資源の有効な利用や脱炭素化の促進等の円滑な実施を図るためには、対象指定製品製造事業者等が行う対象指定製品の設計の段階（試作又は製造の前段階を含む。）において、リデュース・リユース・リサイクル等の取組が不可欠である。具体的には、原材料等の使用量の削減、部品等の再利用、再資源化等を容易にするための対象指定製品の設計又はその原材料等の種類の工夫並びに再生資源及び再生部品の利用の取組を促進することが重要である。

また、資源の有効な利用や脱炭素化の促進等の円滑な実施のため、対象指定製品製造事業者等は、原材料等の供給者、製品販売事業者、再商品化事業者、再資源化事業者、対象指定製品を使用又は排出する事業者、消費者、国、地方公共団体等に対して、対象指定製品の種類その他の情報を提供することや、それぞれの立場で相互に連携協力を図ることも重要である。

そこで、対象指定製品の設計に当たっては、関係主体と密に連携をとりながら、対象指定製品に求められる安全性、機能性その他の用途に応じて求められる性能及び(1)から(5)までに掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に判断し、事業者自らが合理的に資源の有効な利用や脱炭素化の促進等の円滑な実施を図るための対象指定製品の設計に係る取組についての優先順位等の決定をした上で当該取組を実施することとする。

また、対象指定製品製造事業者等は、自ら決定した資源の有効な利用や脱炭素化の促進等の円滑な実施を図るための対象指定製品の設計に係る取組について、技術の進展等を踏まえ、見直しを行うことが重要である。

(1)　資源の有効な利用に関する項目

①　原材料等の使用の合理化

可能な限り使用する原材料等の量を少なくするための設計とすること。

また、製品の包装について、簡素な又は軽量な包装材を使用し、過剰な包装を抑制すること。

②　耐久性の向上

強度、耐摩耗性、耐候性等の高い原材料の使用、耐久性の高い部品等その他の長期間の使用が可能な部品等の採用その他の措置により、製品全体の耐久性を高め、又は製品を繰り返しの使用に耐えるものとすること。

③　修理等の容易化

交換が必要な部品等を使用する場合には、それらを容易に交換できる構造とし、交換部品等を提供する際には、適切な期間、適正な価格で提供すること。

また、製品が壊れた場合、容易に修理することを可能とする設計について検討すること。

その際、異なる機種間の部品等の共通化を進め、製品の機能のアップグレードを行うことができる設計とし、一般的に入手可能な装置で部品等の再利用や修理等に必要な工程を実施できるようにすること。

④　分解又は分別の容易化

使用済物品等の部品等の再利用又は再資源化の促進を図るため、可能な限り特殊な道具を使用せずに部品等ごとに容易に分解又は分別できるようにすること。

また、部品等の再資源化を容易にするためには、原材料の種類ごとの分別が重要であるため、部品等について、可能な限り使用されている原材料の種類を識別できるようにすること。

⑤　再生資源及び再生部品の利用

資源の有効な利用を促進するため、再生資源及び再生部品を利用すること。

⑥　原材料等の工夫

使用済物品等又は包装の再資源化を促進するため、再資源化が容易な原材料等を使用し、かつ、部品等に使用する原材料の種類数を削減し、かつ、再資源化を阻害する添加剤等の使用を避けること。

また、使用済物品等の部品等の再利用を可能とするため、交換が容易な部品等を使用すること。

⑦　収集又は運搬の容易化

製品が使用された後等には、使用済物品等や分離部品が効率的に収集又は運搬できるよう、製品又は部品等について、可能な限り収集又は運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造について検討すること。

(2)　脱炭素化に関する項目

①　カーボンフットプリントの算定及び公表

製品の設計に当たっては、原材料等の調達から処分等までの製品のライフサイクル全体における温室効果ガスの排出量を削減することが重要であり、その観点から、可能な限り、製品のライフサイクル全体におけるカーボンフットプリント（製品等のライフサイクルを考慮した温室効果ガス排出量をいう。）を、国際標準化機構が定めた規格（ISO14067）等を参考に算定及び公表すること。

また、原材料等の調達から処分等までの製品のライフサイクルの各工程において、温室効果ガスの排出量が抑制されるよう、使用する原材料等や設計を見直すこと。

②　エネルギー使用とエネルギー効率の算定及び公表

製品のライフサイクル全体におけるエネルギー消費量をあらかじめ算定及び公表し、エネルギーの使用を合理化すること。

③　その他の要素

他の事業者と連携する場合は、温室効果ガスの排出量の削減につながる事業者を優先的に選定すること。

また、その製品の利用により、可能な限り、使用者のエネルギー消費量を抑制できるようにすること。

(3)　再資源化事業者等との連携

①　再資源化事業者等への情報提供

製品に使用される原材料等、その組成情報、製品又は部品等の分解手順等、再資源化に必要な情報を可能な限り再資源化事業者等に公表すること。

②　再資源化事業者等による事前評価及び反映

製品の設計に当たっては、製造事業者は、連携する再資源化事業者等に対して適正かつ容易な再資源化の実施に必要な事項等についての意見を求め、それを可能な限り取り入れること。

③　関係者との連携

資源の有効な利用を図るために、対象指定製品製造事業者等と原材料等の供給者、製品販売事業者、再商品化事業者、再資源化事業者、対象指定製品を使用又は排出する事業者、消費者、国、地方公共団体等との間で相互に必要な協力を行うこと。

(4)　安全性の確保

①　製品の安全性が確保された設計の検討

製品の使用から収集、運搬又は処分の段階で発火するおそれのあるリチウム蓄電池等の製品については、製品の発火事故を防止するための設計について可能な限り検討すること。

②　リチウム蓄電池等とその他の部品等の容易な分解又は分別

廃棄物としての収集、運搬又は処分の段階での火災の発生を防止する観点から、リチウム蓄電池等とその他の部品等とを容易に分解又は分別できること。

③　発火する危険性が高い製品の表示

収集、運搬又は処分の段階で発火する危険性が高いリチウム蓄電池等の製品については、製品本体にその旨を表示すること。

(5)　その他

①　水使用量の最小限化及び公表

製品製造時の水の使用量を、可能な限り最小限に抑えられるようにすること。

また、製品のライフサイクルにおける水の使用量をあらかじめ把握し、可能な限り、公表すること。

②　製品中の懸念物質の最小限化及び公表

製品のライフサイクル全体で排出が想定される人間の健康や環境へ悪影響を及ぼす懸念物質の使用をあらかじめ把握及び公表し、最小限に抑えること。

③　製品に関する情報発信

企業等のホームページ、製品本体、取扱説明書等に必要とされる範囲で、次に掲げる事項を記載すること。

(i)　製品の構造

(ii)　部品等の取り外し方法

(iii)　製品又は部品等の材質名

(iv)　部品等の交換方法

(v)　製品又は部品等の修理方法

(vi)　製品又は部品等の処理方法

(vii)　製品又は部品等の収集又は運搬方法

(viii)　処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項等の情報（②の情報を含む。）を記載すること。

④　製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守

資源の有効な利用を図るため、業界団体等による製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定に努めること。

また、対象指定製品製造事業者等は、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること。

⑤　第三者による認証制度等の活用

資源の有効な利用や脱炭素化に関する項目を評価及び公表する際には、有効性の観点から、可能な限り、第三者による認証制度等を活用し、信頼性を担保すること。

設計認定を受けるに当たって適合すべき事項

対象指定製品製造事業者等が本指針に即した設計を行うよう促すため、対象指定製品の設計について、主務大臣による設計認定を受けることができることとしている。

また、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、認定対象指定製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮することとしている。

本認定制度の趣旨等に鑑み、「2　対象指定製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項」に即した設計を行っていることを前提に、次に掲げるところにより、特に優れた対象指定製品の設計について主務大臣が認定を行うこととする。

(1)　総合的な評価及び情報等の公表

資源の有効な利用や脱炭素化の促進等の円滑な実施を図るための対象指定製品の設計に係る取組として、対象指定製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める項目について、原材料等の調達から処分等までを含めたライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表するとともに、自ら合理的に決定した当該取組の考え方等を公表していること。

(2)　基準への適合

同種の対象指定製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、対象指定製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める基準に適合していること。

なお、本指針並びに対象指定製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める項目及び基準が改訂された場合等においては、合理的な範囲内において、所要の経過措置を設けることとする。

その他告示

○文部科学省告示第五十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
ボートにて、ヴェルノン	令和八年三月九日	令和八年三月二十六日から同年十二月三十一日	株式会社クオラス 代表取締役社長　松下　幸生 東京都品川区大崎二―一―一 ＴｈｉｎｋＰａｒｋＴｏｗｅｒ	宇都宮美術館 令和八年四月十九日から同年六月二十一日
セーヌ河畔の牧草地	同右	同右	栃木県宇都宮市長岡町一〇七七 あべのハルカス美術館 館長　浅野　秀剛 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四三あべのハルカス一六階	栃木県宇都宮市長岡町一〇七七 あべのハルカス美術館 令和八年七月四日から同年九月九日 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四三あべのハルカス一六階
窓からの風景	同右	同右	名古屋市美術館 館長　津坂　昌樹 愛知県名古屋市中区栄二―一七―二五 芸術と科学の杜・白川公園内	名古屋市美術館 令和八年九月十九日から同年十一月二十九日 愛知県名古屋市中区栄二―一七―二五　芸術と科学の杜・白川公園内
ケリュオン、漁婦たち	同右	同右	同右	同右
トゥルーヴィル、浜辺	同右	同右	同右	同右
トゥルーヴィルの庭園	同右	同右	同右	同右
コロンブの丘	同右	同右	同右	同右
セーヌ河畔のボートと小屋	同右	同右	同右	同右
セーヌ河畔	同右	同右	同右	同右
エクス＝アン＝プロヴァンスの風景	同右	同右	同右	同右

梨のある静物	同右	同右	同右	同右
ヴィル・ダヴレー	同右	同右	同右	同右
アル＝パリュエル付近の古い煉瓦橋	同右	同右	同右	同右
海景	同右	同右	同右	同右
シヨン城	同右	同右	同右	同右
海に沈む夕陽	同右	同右	同右	同右
花咲く果樹園	同右	同右	同右	同右
雪景色	同右	同右	同右	同右
ピンク色の教会、ティヨロワ	同右	同右	同右	同右
秋のフォンテーヌブローの森	同右	同右	同右	同右
森の道	同右	同右	同右	同右
フルーリーの家	同右	同右	同右	同右
レセップ河岸、ルーアン	同右	同右	同右	同右
シャクナゲの花	同右	同右	同右	同右
北海沿岸近くの村	同右	同右	同右	同右
ポン・ド・グルネルのセーヌ河	同右	同右	同右	同右
ルーアンの風景	同右	同右	同右	同右
秣（まぐさ）まき	同右	同右	同右	同右
ブルターニュの少年	同右	同右	同右	同右
ラニー＝シュル＝マルヌのエテューヴ通り	同右	同右	同右	同右
ニューネンの農家	同右	同右	同右	同右
跳ね橋	同右	同右	同右	同右
風景、ルーヴシエンヌ	同右	同右	同右	同右
漁からの帰り	同右	同右	同右	同右
ヌヴェール近郊の風景	同右	同右	同右	同右
ヴェルサイユ近郊の工事風景	同右	同右	同右	同右

河辺の散歩道	同右	同右	同右	同右
ヴェルサイユの薔薇のある家	同右	同右	同右	同右
サン＝トロペ（ａ）	同右	同右	同右	同右
アスパラガスの束	同右	同右	同右	同右
パリ郊外	同右	同右	同右	同右
コルシカ、古い製粉所	同右	同右	同右	同右
横たわる裸婦（ａ）	同右	同右	同右	同右
アニエールのセーヌ河	同右	同右	同右	同右
ヴェトゥイユ上流、春の効果	同右	同右	同右	同右
エトルタの浜辺の漁船	同右	同右	同右	同右
霧の中の崖の家	同右	同右	同右	同右
セーヌの舟	同右	同右	同右	同右
立葵と子ども	同右	同右	同右	同右
ニースの港	同右	同右	同右	同右
バザンクールの農場	同右	同右	同右	同右
リュエイユのセーヌ河岸	同右	同右	同右	同右
横たわる裸婦（ｂ）	同右	同右	同右	同右
縫物をするジャン・ルノワール	同右	同右	同右	同右
ヴィルヌーヴ＝レ＝ザヴィニョン	同右	同右	同右	同右
森の風景	同右	同右	同右	同右
サン＝トロペ（ｂ）	同右	同右	同右	同右
グリ＝ネ岬、或いは夏の霧	同右	同右	同右	同右
人物のいるバルビゾンの風景	同右	同右	同右	同右
クールブヴォワのセーヌ河	同右	同右	同右	同右
カポ・ディ・ノリ	同右	同右	同右	同右
サモワ、習作８番（サモワのセーヌ河）	同右	同右	同右	同右
コンカルノーの波止場	同右	同右	同右	同右

ハンプトンコートの橋	同右	同右	同右	同右	同右
ルーヴシエンヌ近郊	同右	同右	同右	同右	同右
ラングランド湾	同右	同右	同右	同右	同右
漁船	同右	同右	同右	同右	同右
サーカス、或いはヴォージラールの祭り	同右	同右	同右	同右	同右
シャトウの橋	同右	同右	同右	同右	同右
クリクブッフの〝エタンセルの庭園〟の干し草	同右	同右	同右	同右	同右

備考　指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。

○厚生労働省告示第百九号

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　総論 一　目的 この指針は、平成二十年度から令和五年度までにインドネシア人看護師候補者として入国した者及び平成二十年度から令和四年度までにインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十三年法務省告示第三百六十七号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例インドネシア人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十三年度から令和八年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十四年度から令和八年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例インドネシア人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。 二　定義 この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「協定指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の1から36までに定めるところによる。 1　（略）	第一　総論 一　目的 この指針は、平成二十年度から令和四年度までにインドネシア人看護師候補者として入国した者及び平成二十年度から令和三年度までにインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十三年法務省告示第三百六十七号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例インドネシア人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十三年度から令和七年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十四年度から令和七年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例インドネシア人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。 二　定義 この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「協定指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の1から34までに定めるところによる。 1　（略）

2　特例インドネシア人看護師候補者　特例インドネシア人第一陣看護師候補者、特例インドネシア人第二陣看護師候補者、特例インドネシア人第三陣看護師候補者、特例インドネシア人第四陣看護師候補者、特例インドネシア人第五陣看護師候補者、特例インドネシア人第六陣看護師候補者、特例インドネシア人第七陣看護師候補者、特例インドネシア人第八陣看護師候補者、特例インドネシア人第九陣看護師候補者、特例インドネシア人第十陣看護師候補者、特例インドネシア人第十一陣看護師候補者、特例インドネシア人第十二陣看護師候補者、特例インドネシア人第十三陣看護師候補者、特例インドネシア人第十四陣看護師候補者、特例インドネシア人第十五陣看護師候補者及び特例インドネシア人第十六陣看護師候補者をいう。

3　特例インドネシア人介護福祉士候補者　特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第八陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第九陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十一陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十二陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十三陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十四陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第十五陣介護福祉士候補者をいう。

4～18　（略）

19　特例インドネシア人第十六陣看護師候補者　令和五年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

20～33　（略）

34　特例インドネシア人第十五陣介護福祉士候補者　令和四年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

35・36　（略）

三　（略）

第二・第三　（略）

第四　厚生労働省による確認

一　特例インドネシア人看護師候補者の要件の確認

平成二十年度から令和五年度までに入国したインドネシア人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

2　特例インドネシア人看護師候補者　特例インドネシア人第一陣看護師候補者、特例インドネシア人第二陣看護師候補者、特例インドネシア人第三陣看護師候補者、特例インドネシア人第四陣看護師候補者、特例インドネシア人第五陣看護師候補者、特例インドネシア人第六陣看護師候補者、特例インドネシア人第七陣看護師候補者、特例インドネシア人第八陣看護師候補者、特例インドネシア人第九陣看護師候補者、特例インドネシア人第十陣看護師候補者、特例インドネシア人第十一陣看護師候補者、特例インドネシア人第十二陣看護師候補者、特例インドネシア人第十三陣看護師候補者、特例インドネシア人第十四陣看護師候補者及び特例インドネシア人第十五陣看護師候補者をいう。

3　特例インドネシア人介護福祉士候補者　特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第八陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第九陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十一陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十二陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十三陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第十四陣介護福祉士候補者をいう。

4～18　（略）

（新設）

19～32　（略）

（新設）

33・34　（略）

三　（略）

第二・第三　（略）

第四　厚生労働省による確認

一　特例インドネシア人看護師候補者の要件の確認

平成二十年度から令和四年度までに入国したインドネシア人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二　特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十年度から令和四年度までに入国したインドネシア人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五・第六　（略）

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例インドネシア人第十五陣看護師候補者	令和八年度
特例インドネシア人第十六陣看護師候補者	令和八年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例インドネシア人第十四陣介護福祉士候補者	令和七年度
特例インドネシア人第十五陣介護福祉士候補者	令和八年度

二　特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十年度から令和三年度までに入国したインドネシア人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五・第六　（略）

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例インドネシア人第十五陣看護師候補者	令和七年度
（新設）	（新設）

別表第二（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例インドネシア人第十四陣介護福祉士候補者	令和七年度
（新設）	（新設）

○厚生労働省告示第百十号

特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　総論 一　目的 この指針は、平成二十一年度から令和五年度までにフィリピン人看護師候補者として入国した者及び平成二十一年度から令和四年度までにフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十四	第一　総論 一　目的 この指針は、平成二十一年度から令和四年度までにフィリピン人看護師候補者として入国した者及び平成二十一年度から令和三年度までにフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十四

年法務省告示第百五十九号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例フィリピン人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十四年度から令和八年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十五年度から令和八年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例フィリピン人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二　定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「協定指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の1から34までに定めるところによる。

1　（略）

2　特例フィリピン人看護師候補者　特例フィリピン人第一陣看護師候補者、特例フィリピン人第二陣看護師候補者、特例フィリピン人第三陣看護師候補者、特例フィリピン人第四陣看護師候補者、特例フィリピン人第五陣看護師候補者、特例フィリピン人第六陣看護師候補者、特例フィリピン人第七陣看護師候補者、特例フィリピン人第八陣看護師候補者、特例フィリピン人第九陣看護師候補者、特例フィリピン人第十陣看護師候補者、特例フィリピン人第十一陣看護師候補者、特例フィリピン人第十二陣看護師候補者、特例フィリピン人第十三陣看護師候補者、特例フィリピン人第十四陣看護師候補者及び特例フィリピン人第十五陣看護師候補者をいう。

3　特例フィリピン人介護福祉士候補者　特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第六陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第七陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第八陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第九陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第十陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第十一陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第十二陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第十三陣介護福祉士候補者及び特例フィリピン人第十四陣介護福祉士候補者をいう。

4～17　（略）

18　特例フィリピン人第十五陣看護師候補者　令和五年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

19～31　（略）

年法務省告示第百五十九号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例フィリピン人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十四年度から令和七年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十五年度から令和七年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例フィリピン人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二　定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「協定指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の1から32までに定めるところによる。

1　（略）

2　特例フィリピン人看護師候補者　特例フィリピン人第一陣看護師候補者、特例フィリピン人第二陣看護師候補者、特例フィリピン人第三陣看護師候補者、特例フィリピン人第四陣看護師候補者、特例フィリピン人第五陣看護師候補者、特例フィリピン人第六陣看護師候補者、特例フィリピン人第七陣看護師候補者、特例フィリピン人第八陣看護師候補者、特例フィリピン人第九陣看護師候補者、特例フィリピン人第十陣看護師候補者、特例フィリピン人第十一陣看護師候補者、特例フィリピン人第十二陣看護師候補者、特例フィリピン人第十三陣看護師候補者及び特例フィリピン人第十四陣看護師候補者をいう。

3　特例フィリピン人介護福祉士候補者　特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第六陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第七陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第八陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第九陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第十陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第十一陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第十二陣介護福祉士候補者及び特例フィリピン人第十三陣介護福祉士候補者をいう。

4～17　（略）

（新設）

18～30　（略）

32　特例フィリピン人第十四陣介護福祉士候補者　令和四年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

33・34　（略）

三　（略）

第二・第三　（略）

第四　厚生労働省による確認

一　特例フィリピン人看護師候補者の要件の確認

平成二十一年度から令和五年度までに入国したフィリピン人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二　特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十一年度から令和四年度までに入国したフィリピン人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五・第六　（略）

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例フィリピン人第十四陣看護師候補者	令和七年度
特例フィリピン人第十五陣看護師候補者	令和八年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例フィリピン人第十三陣介護福祉士候補者	令和七年度
特例フィリピン人第十四陣介護福祉士候補者	令和八年度

（新設）

31・32　（略）

三　（略）

第二・第三　（略）

第四　厚生労働省による確認

一　特例フィリピン人看護師候補者の要件の確認

平成二十一年度から令和四年度までに入国したフィリピン人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二　特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十一年度から令和三年度までに入国したフィリピン人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五・第六　（略）

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例フィリピン人第十四陣看護師候補者	令和七年度
（新設）	（新設）

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例フィリピン人第十三陣介護福祉士候補者	令和七年度
（新設）	（新設）

○厚生労働省告示第百十一号

特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　総論 一　目的 この指針は、平成二十六年度から令和五年度までにベトナム人看護師候補者として入国した者並びに平成二十六年度から令和四年度までにベトナム人介護福祉士候補者として入国した者が、「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十九年法務省告示第二百四十八号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例ベトナム人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十九年度から令和八年度までに実施される看護師国家試験又は平成三十年度から令和八年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例ベトナム人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。 二　定義 この指針における用語の定義は、「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「交換公文指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の1から24までに定めるところによる。 1　（略） 2　特例ベトナム人看護師候補者　特例ベトナム人第一陣看護師候補者、特例ベトナム人第二陣看護師候補者、特例ベトナム人第三陣看護師候補者、特例ベトナム人第四陣看護師候補者、特例ベトナム人第五陣看護師候補者、特例ベトナム人第六陣看護師候補者、特例ベトナム人第七陣看護師候補者、特例ベトナム人第八陣看護師候補者、特例ベトナム人第九陣看護師候補者及び特例ベトナム人第十陣看護師候補者をいう。	第一　総論 一　目的 この指針は、平成二十六年度から令和四年度までにベトナム人看護師候補者として入国した者並びに平成二十六年度から令和三年度までにベトナム人介護福祉士候補者として入国した者が、「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十九年法務省告示第二百四十八号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例ベトナム人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十九年度から令和七年度までに実施される看護師国家試験又は平成三十年度から令和七年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例ベトナム人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。 二　定義 この指針における用語の定義は、「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「交換公文指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の1から22までに定めるところによる。 1　（略） 2　特例ベトナム人看護師候補者　特例ベトナム人第一陣看護師候補者、特例ベトナム人第二陣看護師候補者、特例ベトナム人第三陣看護師候補者、特例ベトナム人第四陣看護師候補者、特例ベトナム人第五陣看護師候補者、特例ベトナム人第六陣看護師候補者、特例ベトナム人第七陣看護師候補者、特例ベトナム人第八陣看護師候補者及び特例ベトナム人第九陣看護師候補者をいう。

3　特例ベトナム人介護福祉士候補者　特例ベトナム人第一陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第二陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第三陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第五陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第六陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第七陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者及び特例ベトナム人第九陣介護福祉士候補者をいう。

4～12　（略）

13　特例ベトナム人第十陣看護師候補者　令和五年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

14～21　（略）

22　特例ベトナム人第九陣介護福祉士候補者　令和四年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

23・24　（略）

三　（略）

第二・第三　（略）

第四　厚生労働省による確認

一　特例ベトナム人看護師候補者の要件の確認

平成二十六年度から令和五年度までに入国したベトナム人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二　特例ベトナム人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十六年度から令和四年度までに入国したベトナム人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五・第六　（略）

3　特例ベトナム人介護福祉士候補者　特例ベトナム人第一陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第二陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第三陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第五陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第六陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第七陣介護福祉士候補者及び特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者をいう。

4～12　（略）

（新設）

13～20　（略）

（新設）

21・22　（略）

三　（略）

第二・第三　（略）

第四　厚生労働省による確認

一　特例ベトナム人看護師候補者の要件の確認

平成二十六年度から令和四年度までに入国したベトナム人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二　特例ベトナム人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十六年度から令和三年度までに入国したベトナム人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五・第六　（略）

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例ベトナム人第九陣看護師候補者	令和七年度
特例ベトナム人第十陣看護師候補者	令和八年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者	令和七年度
特例ベトナム人第九陣介護福祉士候補者	令和八年度

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例ベトナム人第九陣看護師候補者	令和七年度
（新設）	（新設）

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者	令和七年度
（新設）	（新設）

○東北地方整備局告示第四十六号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和二年東北地方整備局告示第百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料の額は、別表により算出した額とし、土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該海域における土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、占用料及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。	秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料の額は、別表により算出した額とし、土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該海域における土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、占用料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一　占用料

占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	九十円
その他		九十円

二　（略）

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○東北地方整備局告示第四十七号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和五年東北地方整備局告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料（ケーブル等を除く。）及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一　占用料

占用区分		単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	塔類	占用面積一平方メートルにつき一年	五百六十円
	工作物の伴わない占用		四十円

改正前

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料（ケーブル等を除く。）又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一　占用料

占用区分		単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	塔類	占用面積一平方メートルにつき一年	五百六十円
	工作物の伴わない占用		四十円

二　（略）

塔類			五百六十円
その他	工作物（塔類以外）		百二十円
	工作物の伴わない占用		四十円
（略）			

二　（略）

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○東北地方整備局告示第四十八号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和五年東北地方整備局告示第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。			
別表			
一　占用料			
占用区分		単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）		占用面積一平方メートルにつき一年	八十五円
その他			八十五円
ケーブル等		長さ一メートルにつき一年	九十九円
（略）			
二　（略）			

改正前			
青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。			
別表			
一　占用料			
占用区分		単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）		占用面積一平方メートルにつき一年	八十五円
その他			八十五円
ケーブル等		長さ一メートルにつき一年	九十九円
（略）			
二　（略）			

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○関東地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第二百七号東京都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線

三　事業施行期間　自平成二十五年四月一日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第千百九十七号日光都市計画下水道事業鬼怒川上流流域下水道（上流処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十一年八月十八日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第八百五十六号小山栃木都市計画下水道事業渡良瀬川下流流域下水道（大岩藤処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十三年三月十九日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

第五十四号を次のように改める。

五十四　京成バス東京株式会社

第百三十一号を第百三十四号とし、第五十五号から第百三十号までを三号ずつ繰り下げ、第五十四号の次に次の三号を加える。

五十五　京成バス千葉ウエスト株式会社

五十六　京成バス千葉セントラル株式会社

五十七　京成バス千葉イースト株式会社

第百三十四号の次に次の一号を加える。

百三十五　公益社団法人日本医師会

産業

日本産業規格

令和８年３月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年３月25日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

歯科用金銀パラジウム合金ろう	T6107
歯科用銀ろう	T6111
歯科用金ろう	T6117
歯科用ろう材の試験方法	T6119
歯科用アルギン酸塩印象材	T6505
歯科用寒天印象材	T6512
歯面漂白材	T6542
屈折補正用眼鏡レンズの透過率の仕様及び試験方法	T7333

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

令和８年３月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年３月25日　厚生労働大臣　上野賢一郎

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

臨床検査室―品質及び能力に関する要求事項	Q15189

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医政局総務課及び地域医療計画課においても閲覧に供する。

令和８年３月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年３月25日　厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

補聴器の性能特性の測定方法	C5512
医用電気機器―第２―66部：補聴器及び補聴器システムの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T0601―２―66
最終段階で滅菌される医療機器の包装―第１部：材料，無菌バリアシステム及び包装システムに関する要求事項	T0841―１
最終段階で滅菌される医療機器の包装―第２部：成形，シール及び組立プロセスのバリデーション	T0841―２
単回使用手術用ゴム手袋	T9107
単回使用歯科用ビニル手袋	T9114
単回使用検査・検診用ビニル手袋	T9116

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

令和８年３月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年３月25日　厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

クレーン―操作装置―配置及び操作方法―第１部：一般	B8823―１
防護服―機械的防護性能―鋭利物に対する切創抵抗性試験方法	T8052
遮光保護具	T8141
保護めがね	T8147
防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具	T8154
防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具	T8157
墜落制止用器具	T8165

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び化学物質対策課環境改善・ばく露対策室並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

告示

最低工賃の改正決定に関する公示

山形労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃（令和６年山形労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月25日　山形労働局長　島田　博和

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　山形県の区域内で、男子既製服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　男子既製服製造業に係るまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品　目	工　程	規　　格	金　　額
背広上衣	上襟付けまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（30センチメートル）につき　44円
	肩裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚（17センチメートル×２）につき　51円
	袖付け裏まつり		１枚（60センチメートル×２）につき　167円
	袖口裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上	１枚（32センチメートル×２）につき　83円
	ベントまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（10センチメートル）につき　20円

	ベント止め	２本糸で×印のしつけ止め	１枚につき　12円
	背裾まつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１枚（20センチメートル×２）につき　62円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、４つ穴	１個につき　26円
		根巻きあり、カボタンなし、４つ穴	１個につき　20円
		根巻きなし、カボタンなし、４つ穴	１個につき　13円
	糸くず取り		１枚につき　48円
ズボン	腰裏かんぬき止め	８か所	１本につき　33円
	腰裏後端まつり	針目が３センチメートル間隔に10針以上	１本につき　13円
	前立てまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上	１本につき　13円
	天ぐ裏まつり		１本につき　13円
	シックまつり		１本につき　16円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、４つ穴	１個につき　13円
		根巻きあり、カボタンなし、４つ穴	１個につき　11円
		根巻きなし、カボタンなし、４つ穴	１個につき　11円
	糸くず取り		１本につき　34円

⑵　婦人既製服製造業に係るまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品　目	工　程	規　　格	金　　額
ワンピース	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　23円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、２つ穴	１組につき　24円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、２つ穴	１個につき　14円
		根巻きあり、カボタンあり、４つ穴	１個につき　16円
		根巻きあり、カボタンなし、２つ穴	１個につき　12円
		根巻きあり、カボタンなし、４つ穴	１個につき　13円
		根巻きなし、カボタンなし、２つ穴	１個につき　12円
		根巻きなし、カボタンなし、４つ穴	１個につき　13円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル	１か所につき　14円
	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	１か所につき　10円
	肩パット付け		１組につき　40円
	糸くず取り		１枚につき　22円
ブレザー	見返し端まつり（千鳥）	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　16円
	見返し星入れ	針目が３センチメートル間隔に３針以上	10センチメートルにつき　24円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、２つ穴	１個につき　17円
		根巻きあり、カボタンあり、４つ穴	１個につき　18円
		根巻きあり、カボタンなし、２つ穴	１個につき　13円
		根巻きあり、カボタンなし、４つ穴	１個につき　13円
		根巻きなし、カボタンなし、２つ穴	１個につき　13円
		根巻きなし、カボタンなし、４つ穴	１個につき　13円
	ベント止め	×印のしつけ止め	１か所につき　11円

	見返し裏まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	10センチメートルにつき　14円
	肩パット付け		１組につき　41円
	糸くず取り		１枚につき　24円
コート	見返し端まつり（千鳥）	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　14円
	見返し星入れ	針目が３センチメートル間隔に３針以上	10センチメートルにつき　23円
	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　23円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、２つ穴	１個につき　16円
		根巻きあり、カボタンあり、４つ穴	１個につき　18円
		根巻きあり、カボタンなし、２つ穴	１個につき　12円
		根巻きあり、カボタンなし、４つ穴	１個につき　14円
		根巻きなし、カボタンなし、２つ穴	１個につき　12円
		根巻きなし、カボタンなし、４つ穴	１個につき　14円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル	１か所につき　14円
	ベント止め	×印のしつけ止め	１か所につき　12円
	プリーツしつけ		１か所につき　11円
	見返し裏まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	10センチメートルにつき　23円
	肩パット付け		１組につき　40円
	糸くず取り		１枚につき　28円
スカート	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　23円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき　27円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、２つ穴	１個につき　13円
		根巻きあり、カボタンあり、４つ穴	１個につき　16円
		根巻きあり、カボタンなし、２つ穴	１個につき　11円
		根巻きあり、カボタンなし、４つ穴	１個につき　13円
		根巻きなし、カボタンなし、２つ穴	１個につき　11円
		根巻きなし、カボタンなし、４つ穴	１個につき　13円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル	１か所につき　14円
	ベント止め	×印のしつけ止め	１か所につき　11円
	プリーツしつけ		１か所につき　10円
スラックス	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　23円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき　28円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、２つ穴	１個につき　13円
		根巻きあり、カボタンあり、４つ穴	１個につき　16円
		根巻きあり、カボタンなし、２つ穴	１個につき　11円
		根巻きあり、カボタンなし、４つ穴	１個につき　13円
		根巻きなし、カボタンなし、２つ穴	１個につき　11円
		根巻きなし、カボタンなし、４つ穴	１個につき　13円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル	１か所につき　11円
	ベント止め	×印のしつけ止め	１か所につき　11円
	プリーツしつけ		１か所につき　10円

4　効力発生の日　令和８年５月１日